議 事 日 程

平成 2 8 年 第 1 回 浜中町議会定例会 平成 2 8 年 3 月 9 日 午前 1 0 時開議

日	程	議案番号	議件
日程第	1		会議録署名議員の指名
日程第	2		議会運営委員会報告
日程第	3		会期の決定
日程第	4		諸般報告
日程第	5		行政報告
日程第	6	調査報告	社会文教常任委員会所管事務調査報告について
日程第	7	報告第 1号	専決処分の報告について
日程第	8	議案第 1号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
			定について
日程第	9	議案第 2号	平成27年度浜中町一般会計補正予算(第4号)
日程第1	0	議案第 3号	平成27年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算
			(第2号)
日程第1	. 1	議案第 4号	平成27年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予
			算(第1号)
日程第1	2	議案第 5号	平成27年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第
			3号)
日程第1	3	議案第 6号	平成27年度浜中診療所特別会計補正予算(第2号)
日程第1	4	議案第 7 号	平成27年度浜中町下水道事業特別会計補正予算
		哦米尔 7	(第3号)
日程第1	5	議案第 8号	平成27年度浜中町水道事業会計補正予算(第2号)

◎開会宣告

○議長(波岡玄智君) ただいまから、平成28年第1回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

〇議長(波岡玄智君) これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(波岡玄智君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって11番菊地議員及び1番加藤 議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長(波岡玄智君) 日程第2 議会運営委員会報告します。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出ありました。

委員長より報告を求めます。

3番鈴木議員。

- **O3 番(鈴木誠君)** (口頭報告あるも省略)
- ○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり」)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。 これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

〇議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から18日までの10日間と し、うち12日・13日及び14日の3日間を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり」)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から18日までの10日間とし、うち12日1 3日及び14日の3日間を休会とすることに決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

〇町長(松本博君) おはようございます。本日、第1回浜中町議会定例会開催に議員 全員のご出席をいただき、先の議会から誠にありがとうございます。

本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

〇議長(波岡玄智君) 引続いて、教育委員会より教育行政報告を行います。 教育長。

〇教育長(内村定之君) 前議会からこれまでの、教育行政の主なものについてご報告をいたします。

(教育行政報告あるも省略)

〇議長(波岡玄智君) これで行政報告を終わります。

◎日程第6 社会文教常任委員会所管事務調査報告について

○議長(波岡玄智君) 日程第6 所管事務調査報告をします。

本件については、社会文教常任委員会で所管の事務調査を行い、この度、報告書の提出がありました。職員に報告書を朗読させます。

- ○係長(梅村純也君) (調査報告朗読あるも省略)
- **○議長(波岡玄智君)** 委員長よりより口頭報告を求めます。

1番加藤議員。

- **O1番 (加藤弘二君)** (口頭報告朗読あるも省略)
- ○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。 これで報告を終わります。

◎日程第7 報告第1号専決処分の報告について

○議長(波岡玄智君) 日程第7 報告第1号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(松本博君) 報告第1号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、平成27年度の税制改正大綱において地方税法の一部が改正されたことから、浜中町税条例の一部を改正する条例を平成27年3月31日に制定したところでありましたが、この度の平成28年度税制改正大綱に基づき一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことに伴い、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年12月25日に交付されたことから浜中町税条例の関連規定も改正する必要が生じましたので12月25日付をもって専決処分により浜中町税条例の一部を改正する条例を制定したところであります。

この条例の施行日についてですが、改正の内容が番号法の施行に係る部分に対する一部改正であることから、平成28年1月1日前の交付が必要となることで専決処分と同日付で交付となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから報告第1号の質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、報告第1号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、報告第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号は承認することに決定しました。

◎日程第8 議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第8 議案第1号を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(松本博君) 議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本年度の給与改定等行政不服審査法地方公務員法の改正に伴い関連する条項の一部を改正しようとするものであります。

昨年8月6日に人事院は、国家公務員の給与改定について勧告をしたところであります。

この勧告により国は国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を本年1月26日公布し、人事院の勧告の通り、給与改定を実施しました。

このことから本町においては、国における給与法の改正に準じ、職員の給与に関する 条例の一部改正を行うものであります。

給与改定の内容ですが、月例給については、公務員給与が民間給与を0.36%下回っていることから、平均0.4%を引き上げるもので、平成27年4月1日に遡り、適用するものであります。

期末勤勉手当は支給割合が民間比較で年間 0. 11月下回っていることから、0. 1月引き上げ、支給割合は、年間 4. 1月から 4. 2月となります。条例第16条3第6項は、行政不服審査法が全部改正され、平成26年6月13日交付平成28年4月1日から施行されることに伴い任用する条項を改正するものであります。

次に、別表第3及び別表第4につきましては、地方公務員法及び、地方独立行政法人 法の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布され人事評価制度の導入が義 務づけとなりました。 この制度構築の基礎となる職務給の原則を徹底させる為、当級別基準職務表を条例で 規定する必要が生じたことから従来、職員の初任給昇給昇格及び職務の分類等の基準に 関する規則で規定していた。分類表を条例で規定しようとするものであります。

なお、施行期日については、遡及分に基き平成28年4月1日としております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

- 〇議長(波岡玄智君) 総務課長。
- ○総務課長(佐藤佳信君) (議案第1号 補足説明あるも省略)

以上、補足説明といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〇1番(加藤弘二君) 職員の給与について質問したいと思います。

今、総務課長から細々と説明がありました。それを聞いてはたして、上がったのか上がらないのかというのがよく分からないので私流に判断してみました。

それは、28年度の一般会計予算の269ページに毎年掲載されるんですけど、職員1人当たりの給与という欄が設けられていて、今回の場合は28年度、27年度の給与が並べられております。

私は、平成24年から順次調べてきましたが、例えば、この28年度、27年度これを比較しますと一般行政職で平均年齢は、28年の場合は41歳と2カ月、27年度は、41歳と9か月のところが平均年齢だと言っています。

それで、給料で比較してみましたところ27年から28年にかけての給料は、およそ1ヵ月6,000円の減だと私は読みました。それから、26年度と27年度の比較では、約4,000円の減となっております。

前年度比4,000円の減、25年度と26年度を比較してみますと、前年度比1,000円の減となっています。

24年度と25年度を比較して言いますと5,500円の減となっています。

それで、この5年間の給与を合計すると1万7,542円、1万7,000円が5年間で減額になってるというふうに私は見たのですが、給与が全体的に上がっているのか、下がっているのかといった場合で比較すると、それは正しい事なのか、間違っている事なのかを判断願いたいと思います。

先程、町長が言われましたが民間と比較して人事院で判断して上げるとか下げるとか、

そういうふうな形で進められてきたと思いますが、民間と公務員が競争して高い方に進んでいくのではなくて、民間が低くて公務員が高いから民間に合わせて下げるという形で今まで進めてきたように思うんです。

働いている労働者数が正規雇用は、減り続けているのに対して非正規雇用者が相当数その2倍から3倍の数で増えている状況があります。

これは、非正規労働者の賃金は、正規労働者の賃金をみながら、やっているのかと思う んですが、それにしても民間の給料は経団連の発表によれば、景気が良くなってきてい るので、給料を上げるというような報道もなされています。

そういう中で、どちらもずっと減り続けているというのは、人事院勧告のその比較の対象がすべての労働者にとって、どうなのかという事あるいは、財界は、労働者が働いて得た富を財界がひとり占めして社会に広げるという事でなくて、留保財源として今や30兆円も貯めている。

こういうものを横において、人事院勧告で民間の労働者対象と公務員対象は、どうなのかと比較するという事が正しい事なのか担当としてどう考えるか、答弁をお願いしたいと思います。

- **〇議長(波岡玄智君)** 総務課長。
- ○総務課長(佐藤佳信君) 今、予算書の中での人事院の給与改定でございますけれど も4月当初に国家公務員の方では、国家公務員の給与実態調査をします。

国の方では、今年27年度例を申しますと事業規模およそ50人以上の事業所を全国からおよそ1万2,300件の事業所を対象に職種別の民間企業実態調査を実施しております。その比較をもって本年度においては、旧公務員の給与は低いということでその分引き上げさせていただきました。

O1番(加藤弘二君) どんどん給料が下がっていることについて、どうしたら上がるんだろうかというのは、やっぱりそこで働いている労働者が団結して、ここ役所の表にも組合の赤い旗が立っていますけど、やっぱり働く人達が団結して国に要求していくこういう戦いがなければ、労働者の暮らしというのは向上しないと思います。

人事院勧告といえば、今からもう、50年以上前から、公務員の給与を決めるというそれ以前からずっとこのような形で進めてきているのです。

でも、今のこの富の集中の具合が大幅に変わっている格差がついて、何兆円と懐に入る個人もいれば本当に給料の入らない個人もいます。

その格差をまず縮めていくという作業をしなければ公務員の労働賃金も上がらないだ ろうあるいは企業で働いている労働者の賃金も上がらないと思います。

今回、質問しようと思ったのは、アベノミクスです。

アベノミクスでは、財界が大儲けしたその1%でも民間に落ちていくとするならば、年間の労働者の1万円給料を上げていくことができる、そういう事まで政府は、期待してるんですね。

ですから、公務員の賃金を決めるこの人事院勧告制度というのを見直す事あるいは、労働者の運動をもっと広めることも大事だなと思うんです。

町長に質問したいと思います。人事院勧告制度は、ずっと続いてきましたが、私は、 人事院勧告というのは、矛盾しているのではないのかなというふうにみておりますが、 町長はどんなふうに受止めておりますか。

〇議長(波岡玄智君) 副町長

○副町長(松本賢君) 地方公務員の給与制度のことであります。地方公務員は、国家公務員に準拠する、そして国家公務員の給与は、人事院が勧告するそれは、労働基本権の制約の代償措置として、国家公務員の給与というのは、国の事業を進める上では一番大事なものだということでありまして、その労働基本権の代償措置としての人勧というのは、義務づけられております。

そして、その国家公務員は、人勧によって、その人勧を尊重し、それを給与制度の改正 ということで今回一般職の給与法を改正しました。

そして地方公務員は、給与制度につきましては、3点ほどあります。

まず条例主義ということで、条例で決めなさいと、それから職務の級の原則と先ほど 総務課長から一部説明がありました最後は、均衡の原則とあります。

これにつきましては、我々は、規模が小さいので人事委員会をもってません。

そして我々の地方公務員の給与というのは、やはり町の状況も意識しなければならないということでありますがその辺のデータについては、情報収集をする機関がありませんので、国の人勧を受けた国家公務員の給与そして人事委員会をもっている都道府県の給与それらに鑑み決めるという事になっており、企業が収益を留保財源として持っているということでありますので、社員の給与に反映されないという事でありますけれども、それはそれで、アベノミクスの効果として景気が良くなれば、今まで以上に人権費に反映させて国内消費を喚起するということで国では、指導しているのだと思います。

そのような事で、今までもそうであったように地方公務員の制度としては、条例で定めなさいという適応するその情報提供の原則ということもあり、職員の給与が定まっております。

それで、過去ずっと減額でありますけども、それもやはり、世の中の行政に対応しての決定でありまして、なぜかといいますと、要するに給与、これは条例の原則ですけれども議会そして町民の皆さんに、地方公務員の企業制度というものはこうであるという事をしっかりと明確に示さなければ、例えば我々が、地域の事情を無視してどんどん我々の給与を上げるということは、住民の負担に過度の負担を強いる事につながります。そのようなことで、条例主義をうたってますし、それから職務の級に応じて責任の度合いによって給与を支給する、そして今言ったように国及び地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないという地方公務員の規定に従ってこれまでやってきたように、今回もやろうと思ってます。

そして今、議員おっしゃいました人勧の問題であります。これは国の方でも、国家公務員に労働権を付与するというような事の動きもありますので、そういった意味では、 今後国の議論を待つ事になろうかと思いますが現行法規の中では、地方公務員法は、国の職員に準ずるということになっております。

それで、今後どうなるかは、動向を見守りますけれども現状では、今回の提案のように 過去と同じ法に従って我々の職員の給料をご提案申しあげているところであります。 以上です。

〇議長(波岡玄智君) 加藤議員

O1番(加藤弘二君) 最後の質問になるんですけれども、削られた枠の中でいかにして、この職場浜中町の職員でどうやってそのお金を分配するかという事で、色々腐心されていると思います。

浜中町としては、前回もそのように、職員の給与を決めてきておりますがいいですか。

〇議長(波岡玄智君) 副町長

○副町長(松本賢君) 近年の給与費の構成ですけれども、増部分についてやはり、一番お金のかかる中間層です。主任あるいは、係長の年代で、色々とお金のかかる年代に集められて、今まで公務員というのは、ある程度、年齢と共に、上がっていきましたけれども、その辺については民間に準拠して、なだらかに落ちてきます。

そして、総体的には、上がったところにつきましては、初任給の改善もありますけれど

も中心は3級・4級というところが一番引上げ率が高いという構成になっております。 以上でございます。

〇議長(波岡玄智君) 9番川村議員。

○9番(川村義春君) 今の条例改正の関係ですけれども、町長の提案理由は、月例給人勧によると 0.3 6 %民間より低いから平均経験 0.4%を一般職の給与を引き上げと合わせて期末勤勉手当についても割合を 0.1 カ月引き上げるという提案ですよね。 先程、大議論されてる部分で予算書の給料月額一人当たりそれで比較するから 6,0 00円下がるという話にはならないですよね。

基本は、あくまでもその人勧に準じて、0.4%一般職の給与を引き上げる期末勤勉手当については、0.1カ月分を引き上げるというプラスの部分で提案しているわけですから、職員の給与が下がるというふうに認識されたこと、その辺は、しっかり答弁をして下さい。もう一度お願いします。

- 〇議長(波岡玄智君) 副町長。
- **○副町長(松本賢君)** 今回の提案につきましては、地方公務員法にならった国の給与 法が国家公務員に準拠して、民間に反映したものを国家公務員にならって上げるという 事ですよね。勤勉手当も低いという事で、それを改善する月例も低いので、それを改善 する配分につきましては、近年は中盤の方に厚くなって上は、抑えて初任給も若干上が るという事です。

それと6,000円の関係ですが採用、退職で構成が変わりますので現実にアップあるいはダウンした事に結果がでますけれど微妙に、変わりますので採用、退職で職員構成が変わると平均年齢も変わりますので、割り返すと落ちてくるという事もあります。 なぜかというと昭和年代退職者の年代層、我々課長も含め多いんですが、その平均給与は落ち着いてくるという事です。 以上でございます。

○議長(波岡玄智君) 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

これから、議案第1号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号平成27年度浜中町一般会計補正予算(第4号)

○議長(波岡玄智君) 日程第9 議案第2号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第2号平成27年度浜中町一般会計補正予算第4号について、 提案理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、年度末に当たり、事業費の確定による減額補正や除雪経費など今後 必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の主なものを申し上げますと歳出では、2款総務費で、電算システムの運用に要する経費で、4,923万8,000円を追加、備荒資金組合納付金では、超過納金2億2千万円を増額するほか基金積立金で人づくり基金積立金3,200万円を増額。

風力発電施設管理に要する経費で、風車の修繕料388万3,000円を追加、地域住民生活等緊急支援事業に要する経費で国の補正予算に伴う地方創生加速化交付金を受けて実施する北海道釧路地域東京特別区交流推進事業負担金420万円を増額するなど全体で2億9,229万8,000円の追加。

3款民生費では、国民健康保険特別会計繰出金で保険基盤安定分1,329万5,00 0円を追加するほか、重度心身障害者医療費助成に要する経費212万2,000円。 老人福祉施設措置費に要する経費400万円、介護保険特別会計繰出金531万1,0 00円をそれぞれ減額するなど全体で609万8,000円の減額補正。

4款衛生費では、浜中診療所特別会計繰出金349万4,000円を追加するほか、成人保健に要する経費188万1,000円管害排水事業用水施設維持管理に要する経費239万円、衛生管理センター管理運営に要する経費で240万円をそれぞれ減額す

るなど、全体で755万9,000円の減額補正。

5款農林水産業費の農業費では、その他農業行政事務に要する経費で、機構集積協力金交付事業補助を3,357万6,000円を増額、農業基盤整備に要する経費で、浜中・姉別地区道営農道整備事業の事業費確定に伴う負担金の減などで771万5,000円を産業振興資金貸付に要する経費で貸付実績により1,300万円を減額するなど、農業費全体で727万円を追加、林業費では、町有林整備事業に要する経費で執行残292万3,000円を減額するなど、林業費全体で457万9,000円の減額、水産業費では、港湾整備事業に要する経費で国直轄港湾整備事業に要する経費で管理者負担金5,139万9,000円を減額するなど、水産業費全体で5,918万8,000円を減額し、農林水産業費全体の補正額は5,649万7,000円の減額となります。

6款商工費では、勤労青少年ホームに要する経費で、勤労青少年ホーム灯油流出事故 処理業務委託料の執行残などで421万2,000円を減額するなど全体で702万4, 000円の減額。

7款土木費では、町道維持に関する経費で町道除雪業務委託料3,000万円の追加と町道維持補修工事の執行残等で2,453万5,000円を追加公営住宅の建て替えに要する経費で工事請負費の執行残などで1,088万円6,000円を減額するなど、土木費全体で320万800円の追加。

8 款消防費は、釧路東部消防組合に要する経費107万8,000円の追加のほか、 執行残による減額で、全体では44万1,000円追加。

9款教育費につきましては、教育委員会事務局に要する経費294万円給食センターに要する経費246万2,000円の減など主に執行残の減額で、教育費全体で2,02 1万4,000円の減額補正となります。

10款公債費では、地方債償還元金81万7,000円の追加は、貸付利息の利率の 見直しに伴うもの地方債償還利子1,343万8000円の減は、貸付利息の利率の見 直し及び貸付実績によるもので公債費全体で1,262万1,000円の減額。

11款給与費の3,422万1,000円の減額は、職員の採用退職等による実績見込みであります。

以上により、今回の補正額は1億5,053万8,000円の追加となります。

一方、歳入につきましては、1款町税は、個人町民税など最終収納見込みにより全体で4,653万3,000円の追加。

- 8款国有提供施設等所在市町村助成交付金に20万円減額。
- 9款地方特例交付金72万5,000円の追加は、いずれも交付額の確定によるものであります。
- 10款地方交付税の普通交付税1億2,759万2,000円の追加は、保留財源の予算化と追加交付12款分担金及び負担金89万1,000円。
- 13款使用料及び手数料214万6,000円の追加は、いずれも実績見込みによるもの。
 - 14款国庫支出金1,267万5,000円の追加。
- 15款道支出金3,726万1,000円の追加は、事業費等の確定による交付額の実績見込み分であります。
- 16款財産収入441万円の減額は、実績見込みによるもので、17款寄附金は、教育費寄附金として25万円の寄附があったことから、追加計上しております。
 - 18款繰入金では、国民健康保険特別会計繰入金77万5,000円を増額。
- 20款諸収入では、社会福祉法人浜中福祉会負担金796万円の増額などの他風力発電余剰電力売電収入348万5,000円の減などで、220万円の減額。
- 21款町債では、事業費及び同意額の確定などにより、7,150万円を減額補正するものであります。
- この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、67億6,455万3,000円となります。

次に、第2表の繰越明許費でありますが、道自治体システム協議会負担金5,639 万5,000円は、個人番号制度の運用開始に伴い電算システムの情報セキュリティー 対策費、風力発電施設修繕料388万3,000円は、故障に伴う修繕料。

北海道釧路地域東京特別区交流推進事業負担金420万円は、国の補正予算に伴う地方 創生加速化交付金を受けて実施するものでありますが、いずれも事業が年度内に終わら ない見込みから地方自治法第213条第1項の規定に基づきあらかじめ翌年度に繰り 越して事業を実施しようとする金額の限度額を定めようとするものであります。

次に第3表債務負担行為補正でありますが漁業近代化資金の利子補給の支払い契約につきましては、平成27年度分の融資実績により利子補給金額の確定に伴い期間は、 平成28年度から平成39年度までとし限度額は、194万7,000円にしようとするもの。 中小企業特別融資資金の実施補給の支払契約につきましては、平成27年度分の融資実績による利子補給金額の確定に伴い期間は、平成28年度から平成34年度までとし限度額は、50万9,000円にしようとするものであります。

次に、第4表地方債補正につきましては、地方債を財源とする事業費及び同意額の確 定に伴う補正であります。

以上、議案第2号について、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

- **〇議長(波岡玄智君)** 企画財政課長。
- **○企画財政課長(野崎好春君)** (議案第2号 補足説明あるも省略)
- **〇議長(波岡玄智君)** この際暫時休憩します。

(休憩 午前12時 5分)

(再開 午後13時00分)

- ○議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます 質疑を受けます。
- **〇議長(波岡玄智君)** 9番川村議員。
- **〇9番(川村義春君)** 7項目ぐらい質問をさせていただきたいと思います。

20ページ歳入の町立診療所委託業務一部負担金ですけれども122万8,000円の減額は、茶内の歯科医師の委託契約に関わるものだというふうに私は理解しているんですけれども当初676万5,000円を計上して、今回122万8,000円ですから、553万7,000円が年間の支出分だと思うんですが医師との契約では、確か記憶では、職員の人件費相当分の15パーセントを一部負担金として受け入れるというような内容になっていたかと思うんですがこの減額は、いつから減額で何%の減額になったのか、お答えいただきたいと思います。

それから、36ページの総合行政ネットワークシステムに要する経費の19節負担金及び交付金地方公共団体情報システム機構負担金これにつきましては、通知カードの個人番号カード関連委託業務に係る負担金ということで、105万8,000円の追加でありますが説明では、確定によるというふうにお聞きしたんですけども、その内容について、もう少し詳しく教えていただきたいのと通知カードをまだ受けていない人は、これが11月の新聞によりますと251通でありました。

現在、受け取ってない方、それと個人カード発行者数についてわかればお聞きしたいと 思います。

その下の備荒資金組合超過納付金これについては、2億2,000万円、今年は決算 見込みで人づくり基金の3,200万円の2つですけれども決算見込みでは、相当予算 が余るような形であると思います。

それで今回このように積増しをするということでしょうけれども実際、備荒資金超過納付金これは、普通納付と超過納付があるのですがそれぞれ今後どのぐらいの額になるのかそれと人づくり基金の積立金はいくらに原資が今回の積立でいくらになっているのかお聞きしたいと思います。

次に42ページ北海道釧路地域東京交流推進事業負担金420万円でありますけれどもこれにつきましては、38ページの協議会負担金44万2,000円と関連するんですけれどもその協議会組織の内容とこの事業負担金、繰越明許費でやる事になりますけれども、この負担金事業の内容について釧路管内の物産販売拡大というふうに聞いてますけれども、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

52ページ放課後児童クラブ運営に要する経費の18節備品購入費の関係ですが、灯油漏れ事故以来、小学校の空き教室を使用しているようですけれども施設用備品購入費5万8,000円については、移転時に何か備品を購入したものなのか、そのへんをお聞きしたいのと小学校に移って空き教室を利用することによって何か支障がなかったのか、それと今年度以降これからもずっと小学校の空き教室を使い続けるのか、その変を確認しておきたいと思います。

それから最後になりますけれども74ページ町道除雪業務委託については、当初4,000万円で今回3,000万の補正というこ事で総額7,000万円になると思います。 不足の見込みですけれども現在7,000万円あるとして、どのぐらいの予算残があるのか、現在までの執行額でも結構ですので教えていただければと思います。

関連で申し訳ないのですが、仲の浜地区の防雪柵の移設について建設管理部に強く要望 すると言ったことが私の一般質問でありました。

その後の感触今回の吹雪でも国道がとまっても、道道別海厚岸線は、通れるんですが、 仲の浜地区の防雪柵道路のすぐそばにあることによって吹きだまりが相当ひどく、本当 に見えないような状態になって、昨年建設管理部で見に来て写真を撮っているんですけ れども、その後どういう感触であるのか聞いていると思いますが、分かれば教えていた だきたいと思います。以上です。

- **〇議長(波岡玄智君)** 総務課長。
- ○総務課長(佐藤佳信君) 最初に私の方から歳出36ページの地方公共団体情報システム機構負担金についてお答えします。

これにつきましては、通知カード及び個人番号カードに関連しまして、機構に対する 関連事務費の負担金ということでございます。それと財源につきましては、すべて国庫 補助となってございます。

以上でございます。

- **〇議長(波岡玄智君)** 町民課長。
- **〇町民課長(渡部直人君)** マイナンバーの通知カードの交付状況ですけれども3月4日現在で254件返還がありました。防災無線で本人等にはがきで勧奨をしておりますけれども、まだ78件残っております。

今後については、現地確認等色々な手段で届けるような形にしたいと思います。

それと個人カードの発行枚数ですけれども、これにつきましては1月から交付がまっておりますけれども当初におきましては、窓口での交付が2月からとなっております。 先ほどの公共団体情報システム機構から122件届いてます。そのうち41件本人に窓口交付でお渡ししています。随時通知書を出して窓口で受け取るような形で今現在、事務処理しております。予定としては、それぞれの住居支所で今後だして交付していきたいと思っております。

- **〇議長(波岡玄智君)** 企画財政課長。
- **○企画財政課長(野崎好春君)** 36ページの備荒資金組合納付金それと38ページの人づくり基金積立金の関係と今回補正後の残高見込みでございますけれども備荒資金組合の普通納付が8,298万7,000円この度2億2,000万円を超過納付につきましては、9億2,348万2,000円合わせて10億646万9,000円になると見込んでおります。また、人づくり基金につきましては、平成元年に創生事業として1億円が配分され、その後多くの人づくり事業に活用してまいりました。今年度の積立前の残高なんですけども、約900万円となっております。

今後の人づくり事業に大きく影響を与えるという事で、このたび地方交付税等の余剰財源について人づくり事業基金に積み立てて今後の人づくり推進事業を展開していくという事で、この3,200万円を積み立てすることによって27年度末の積立額が4,1

06万7,000円見込んでいたところでございます。

42ページの北海道釧路地域東京特別区交流推進事業負担金420万円と、その38ページ地域振興に要する経費44万2,000円の追加これについては関連がありますので一括してご説明させていただきたいと思います。

この協議会につきましては、釧路管内の市町村で構成しております釧路町・厚岸町・ 浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町それと釧路市が入って協議会を構成してお ります。この協議会は、北海道が実施する都市等の農林漁村等の連携促進事業という事 業を活用しまして釧路地域と東京都の特別区との連携によって相互の経済交流及び交 流人口を拡大して地域の活性化を図るという目的のためこの協議会を設置しておりま す44万2000円の補正につきましては、昨年10月に東京都の荒川区西荒川区の日 暮里で日暮里マルシェいう事業がありまして、それに参加した時の負担金であります。 当初、昨年10月7日から8日の2日間の開催ですので、その前に補正予算を組むべき ところでありますけれども当初この事業につきましては、北海道の補助事業2分の1そ れと道の町村会が2分の1を負担するということで、直接的に市町村には負担を生じさ せないという事で、予算計上を見送っていたところでございますけれどもその後、道の 補助金は、そのままだったんですけれどもその市町村振興協会がぜひ、この事業に支援 したいという事の申し出がありまして振興協会としては、協議会に直接支援ができない ので各市町村で予算づけをしてほしいということでこの度、44万2.000円のうち 2分の1ずつを北海道町村会と市町村振興協会がそれぞれ市町村の負担分を補助する という事でこの度、補正をする運びになっております。

昨年9月の事業については、先ほど申し上げましたとおり東京の日暮里で日暮里マルシェということで釧路管内8市町村と釧路の民間企業が共同して釧路管内の物産を販売したのと観光情報発信等に取り組んできたということであります。

更に、この度の400万円程の補正でありますけども、先程、補足説明で申しあげま したけれども国の交付金を活用して東京都との交流事業をさらに推進する事業であり ます。

本年度の主な事業につきましては、東京都23区の交流推進員ということで、推進員を荒川区にまず一人設置して、それとPR媒体の作成ということで、釧路管内のプロモーションを作成する。それと当然あのPR用のパンフレットさらには、教育旅行誘致促進プロモーションということで教育力あるいは、ヘルスツーリズム拡大のプロモーショ

ン等を推進すると共に今年度におきましても釧路マルシェに西日暮里ということで、東京都荒川区での物産店の改革設置などを主な事業としております。

この総事業費は、4,492万8,000円で北海道振興局と釧路振興局が532万8,000円、それと荒川区が600万円釧路市を含む釧路管内の町村で420万円づつの負担をするということで事業計画を立てておりまして、この市町村負担の420万円につきましては、全額歳入の方で補足説明しておりますけれども、今年度27年度補正予算の交付金を活用して、釧路管内全体のPR活動を展開していくというような事業になっているところでございます。

〇議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

〇福祉保健課長(伊藤敦子君) 20ページ町立診療所の一部負担金の122万8,0 00円の減額についてご説明いたします。議員がおっしゃられたように、この負担金と いうのは、歯科診療所の受託者である歯科医師との契約によるもので人件費の15%を 歳入として見込んでおりましたが、12月に新年度予算の打ち合わせをしている中で歯 科医師の方から人件費の15%の負担をなくしてほしいとの要望がございました。 そのかわりに備品をタイムリーな中で自由に買わせてほしいとの申し出もありました ので、新年度ではなく、なるべく早くお願いしたいということがありましたので、今年 度につきましては、4月から3月分の人件費15%分を落とさせていただいております。 それと、52ページの放課後児童クラブ運営に要する経費の備品購入費に関してのご質 問でございますけれども、この施設用の備品購入は、小学校に霧多布の放課後児童クラ ブが冬休み明けの1月18日から移転をいたしましたけれども、それに伴って玄関が常 に施錠されている状況ですので、父母の方がお迎えに来た時にインターホンで児童クラ ブの部屋に連絡をしていただくようにインターホンを取りつけたものでございます。 小学校に移転してから支障がないかという話ですけれども、学校との連携もとりやすく なりましたし、学校等児童クラブからの意識で道路での交通安全だとか、そういうこと につきましても父母の方からも、とても安心感が持てるようになったということで評価 を得ております。

今後小学校の空き教室を使い続けるかということでございますが、28年度当初からは、小学校を使う予定でおりましたので少し早まりましたけれども、今後とも小学校の空き教室を使わせていただきたいと思っております。以上です。

〇議長(波岡玄智君) 建設課長。

○建設課長(酒井俊一君) 74ページの現在までの除雪費予算の実績についてございますけれども、現段階で5,720万円と試算しております。それと仲の浜地区の防雪柵の関係でございますけれども現段階では具体的に方向性は示されておりません。以上です。

〇議長(波岡玄智君) 9番川村議員。

〇9番(川村義春君) 74ページの除雪費の関係ですけれども残りは、1,300万円くらい残っているということですね。簡単に現在の方向性は示されておりませんという話ですけれども振興局に対してどういう要請をして、その回答結果がどうであったかというところまで知りたいし、町の方では、強く要望するということで一般質問に答えているわけですから、どういうアプローチをしていくのか、その辺までお聞きできればありがたいんですけれども、よろしくお願いしたいと思います。

それから放課後児童クラブの関係ですけれども、父母の方から高い評価を受けている という事で安心して通わせることができ、28年度以降も小学校を使い続けるという事 で私は、よかったと思っております。これは答弁要りません。

それと診療所の一部負担金ですけれども、12月に負担金を無くして欲しいという事で1月・2月・3月分での122万8,000円と理解をします。それをなくすかわりに備品をタイムリーにという話ですけれども、その備品購入については、町の予算ではなくて独自に買うというふうに理解してもいいんですか。

この負担金については、簡単に減額すべきものではないと思います。

以前、麻生先生に診療所の方で一部負担金をなくしてほしいと言った時、その趣旨の 決算が赤字になれば、これ以上運営できない状況があったので負担金をゼロにしたとい う経過があったと思いますが今回は、そうではないとすれば備品については、独自で調 達するという事であれば私は、理解できるんですけれども、どうして負担金をゼロにし たのかという事を改めてお聞きしたいと思います。

それから、北海道釧路地域と東京都特別区の交流促進事業負担金ですがこれについては、 詳しく説明してもらったんですが、なかなかメモがとれなく、38ページの44万2, 000円については、日暮里マルシェでイベントが終わっていて、その負担金が2分の 1だったんですが、振興協会で補助を出すと直接補助をだせないので、町の負担分2分 の1を補助するための負担金と理解していいですか。そういう事ですよね。

それと、42ページの420万円は、国の交付金を活用して更に都市との交流を進め

る事業として荒川区に推進員を1人配置して、釧路管内のプロモーションなどをつくる費用にあてる。合わせて物産展での開催等で総事業費が4,492 $\pi8,000$ $\pi9,000$ $\pi9,$

それと36ページの備荒資金組合の超過納付と人づくり基金の関係ですけれども、備 荒資金組合については、普通納付が8,292万7,000円。8,298万7000円 超過納付が9億2,348万2,000円で10億を超えるという状況になっているとい うことで万が一の災害等に備える準備は結構容易にできるし、借りかえ運用とかも可能 になるという事で理解しておきたいと思います。

人づくり基金については、1月末では、1,300万円くらいあって3,200万円ですから、4,000万円超えるということで、今後これを原資に人づくり事業がさらに進むというふうに理解をしておきたいと思います。

次に地方公共団体の情報システムの通知カードの件ですけれども、まだ78件が未受理者で貰っていない人がいるという事であります。今後これは、どのように対応してきちんと届けるのか、もしこれが届かなかった場合に本人は、どういう不利益を被るのかという部分についてわかれば教えていただきたいと思います。

それから、個人カードについては、あまりないのですね。122件中41件の交付という事ですから、これについての考え方ですけれども、税金の申告等にマイナンバーが使われるというふうになると思うんですけれども必ずその個人カードを作らなければならないのかどうか前の議会でも聞いたことがあるんですけれども私の確認では、当面は通知カードの番号によって対応できると聞きましたが、ただ個人カードについては、身分証明のかわりになるので、つくっておいた方がいいですよという程度のものだったような気がするんですけれども、さらにその辺を教えていただきたいと思います。そこの部分の105 万8,000円増えた分当初219 万7,000円の予算だったのが100 万増えたという事で単に事務費の負担金と説明をされて事務費というのは、どういうものがあるのか。その事務費の内容等は、わかりますか。

例えば人件費とか色々ありますよね。需用費関係で目立つようなもの。

こんな事に大きく100万かかったんだという事があれば知りたいのです。

全道からそのシステム機構へ行くんでしょうけれども、その分が請求して増えたという 事なんでしょうか。その内容を知らないと簡単に質問もできませんので、もしそれがわ かれば教えてください。以上です。

- 〇議長(波岡玄智君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(野崎好春君) 38ページの釧路地域東京特別区との交流推進事業の44万2,000円の関係でございます。大変解りにくいご説明だったと思いますけれども、当初この協議会の中ですべての会計を経理する北海道からの補助金と振興協会、町村会、荒川区の負担金の中で経理するという事で当初進んでいたことから、予算計上を見送っておりました。その後、振興協会の方でいろいろ補助金の要綱とかを確認したら、この協議会には補助金を出せないと言われました。振興協会は、あくまでも市町村単一に対しての補助金しか出せないということで、道の補助金と荒川区からの負担金を除いた分をそれぞれの市町村に負担をまず求めて、そのかわりその負担分全額について振興協会と道の町村会が全額支援しますとの事で、それぞれ22万1,000円ずつ振興協会と北海道町村会がそれぞれの町村にその負担金相当を助成するということで事業の予算の環境をやっているところでございます。
- 〇議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。
- **○福祉保健課長(伊藤敦子君)** 20ページの町立診療所委託業務一部負担金の関係の質問でございますけれども、契約内容の変更につきましては、まず15%の人件費の負担をなくすということと、建物に付随する備品は、町の方で購入いたしますけれども、それ以外の備品購入費につきましては、受託者である歯科医師が購入することと内容を変更して契約をさせていただいております。以上です。

〇議長(波岡玄智君) 企画財政課長。

仲の浜地区の防雪柵の関係でございます。この防雪柵の対策につきましては、平成28年度の期成会要望にも要望をあげていますし、先に2月の中旬だったと思いますけれども、北海道の社会資本整備に関わる次年度要望29年度要望の際にもこの事につきましては、早期な対応をお願いしたいと言うことで要望はしているところでございますけども、なかなか良い案、回答がもらえないというのが実態でございます。

これにつきましては、引き続き地域の要望をしっかり北海道の方にも伝えてできるだけ 早期に解決するように努力していきたいというふうに考えているところでございます ので、ご理解をいただきたいと思います。

- 〇議長(波岡玄智君) 町民課長。
- **〇町民課長 (渡部直人君)** 3 6 ページの地方公共団体情報システム機構の負担金に関

しての質問です。

マイナンバーの通知カードの件ですが、3月4日現在78件まだ受け取っていない方がおられます。この分につきましてのまだ受取っていない方の対応といたしましては、 町の広報2月には、防災無線の方でお知らせしていただいております。

それと1月に入ってからですけれども本人には、普通のはがきで通知しております。カードは、簡易書留なものですから転送不用となっておりますので実際出稼ぎへ行っている方とかそういった方などを含めて受け取っていないケースが結構ありました。他の総務省の方では、3カ月ということで原籍に帰ってこられない方もいますので町の対応としては、その時点で6ヵ月にしようという事で5月末まで待つ事に決めております。各町村でも、名簿をみさせてもらうと町内にいない方とかも実際にいて、単身者でなかなか来られない方でも、各町村で受け取れるようにしまた。そういう部分について要望等があれば休日とか時間外で対応しようかと思っていたんですけれども、葉書をだして1月になってからは、結構取りに来てくれた方がおりまして今後、会社にお勤めの方とかは、マイナンバーの個人番号を事業主に提出しなければならないという事がでてきますので、実際住んでいない方とかの扱いもあるので、それは、住民基本台帳法に基づいて来られる方が増えています。

もう1つは職権削除とか補足で調査も最終的に必要なのかなと思ってます。

先程言った6月間を過ぎると原則廃棄なのですが、廃棄した場合に本人がもし必要だという事で来た際には、再交付という形をとり通知書については500円ということで手数料がかかる事になります。このマイナンバーの個人番号自体は、行政手続をする際に、1月以降の記入欄例えば、国民健康保険の保険証の資格取得や喪失の届出が必要な場合に書く欄があります。所得情報等を最終的に把握する場合がありますので行政手続の部分で必要な書類、例えば住民票、国保の場合町外から転入してくる方とかもおりますけれども、本当は、課税証明とかでできる場合もありますけれども、乳幼児医療も必要ですし、そういう添付書類での番号を書いていただきマイナンバーによって管理するという事になります。これについての手続き的な連携については、来年の7月以降でありますけど、届出書の中で添付書類が少なくなると町民方々の利便性が図れるのではないかと思います。

それと個人番号カードから最近マイナンバーカードに名称が統一されてきております本人の写真がついて身分証明書代わりや議員がおっしゃられました自宅でできる税

金の申告e-Tax が結構多いのかなと思います。免許証を持っていない方は、本人確認の際の確認書類にもなっているようです。手続的には、国の方は、マイナンバーカードを作って下さいという事になっておりますので広報等含めて通知していこうかなと思ってますけれども、今すぐ変わるという部分での窓口の説明では、通知カードをしっかり把握して各手続の際には、大事に保管して下さいと説明しておりますので、取りにきた方にはお話させていただいております。以上です。

〇議長(波岡玄智君) 川村議員。

○9番(川村義春君) このマイナンバーカードは、来年の7月以降になると医療費の手続等に使われることになるので、できるだけ多くの方に取得して欲しいというような事をお知らせして、期間は3カ月から6カ月にのばして、とりに来てもらうという事で理解いたしました。出稼ぎに行っている方も結構いると思いますので、その辺は時間外になるかもしれないですが休日等に出向いて出来るだけ未受理者をなくするという努力をしていただければと思います。それから、事務費の関係については理解をいたしました。

あと、防雪柵の件ですが期成会要望とか道の次年度要望についても、なかなか実効性が見えないので、今後も引き続き強く要望していくという事で聞きましたので今後も努力をしていただきたいと思います。

それから、診療所の一部負担金の関係ですけれども、負担金をなくし、建物等の補修 等を除いて内部の医療用機器等については、自分で入れるというふうに理解していいの かその辺を確認して終わりたいと思います。

- **〇議長(波岡玄智君)** 福祉保健課長。
- **○福祉保健課長(伊藤敦子君)** 議員がおっしゃられたとおり医療機器の購入をしていただくという事になります。
- **○議長(波岡玄智君)** 他にありませんか。

 4番中山議員。
- **〇4番(中山眞一君)** 19ページ町税の補正ですが、当初予算からみるとかなり個人の町民税が約1割くらい増えていて、これは当初の見込みよりかなり増えているという事で、現年度分の固定資産税につきましても、かなり多くなっております。大変嬉しいことですし町民の方々もこれだけ税金を多く払える状況になってきたのかと思っていますけれども、この主な理由としては、徴収努力もあるのかもしれませんけれどもその

理由をお知らせいただきたいと思います。

次に22ページ使用料及び手数料で教育使用料の町民パークゴルフ使用料ですけれども、当初予算46万6,000円に対して9万2,000円の減額ですがパークゴルフ場の利用状況は、ここ数年間どのように推移してますでしょうか。利用者が増えてきているのか、それとも減ってきているのか、そしてまた年間パスポートを買っている人は、どの程度の方がいるのかおしえていただきたいたいと思います。

28ページ雑入の風力発電余剰電力売電収入。当初予算1,686万9,000円に対しまして約20パーセント減のマイナス348万5,000円の補正ですけれどもこれは、なぜこのような状況になったのか繰越明許費で40ページ風力発電施設管理修理費で388万3,000円みられていますけれども、この辺との絡みがあるのかどうかそれも含めて教えていただければと思います。

そして、資源物売払収入これも当初予算889万1,000円に対しまして、289万1,000円の減という事で約32.5%、3分の1ぐらいに減っている訳をおしえていただきたいと思います。

次の30ページ町史の売払収入ですけれども当初予算としましては300冊を6,000円で180万円の予定でみてましたけれども、これが136万2,000円の減で町史が売れないのか、それともまだできていないのか、これから売っていくと言う事なのか、町史の売れゆき状況を教えていただきたいと思います。

次に、52ページ常設保育所運営に要する経費に関連しまして、少しお尋ねさせていただきたいと思います。当初予算委託料で茶内保育所施設耐震診断業務委託料としまして264万6,000円の計上されておりました。12月定例会におきまして執行残としまして37万8,000円の減額になりました。このときに12月議会で、6番議員だったと思うのですが、耐震化診断の結果を質問をされたと思うのですが、その時点では、まだ結果が出ておりません、診断結果がわかりません、診断結果がでしだい公表しますという事で診断結果は、いかがだったでしょうか、それにつきましてお尋ねさせていただきたいと思います。

次に、78ページ災害対策に要する経費の委託料津波避難区域基礎調査設計業務委託料337万9,000円で今回のマイナス2万2,000円ですけれども、この基礎調査の設計業務の委託というものであって、この結果がでたのか教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

先程9番議員から74ページの町道の除雪業務の委託料3,000万円の追加で現在まで5,720万円を使っているという事ですけれども、この冬この地域に降った雪は、私の記憶では3回だったような気がするのですが確かに降る量も多かったのですが、この3回に対しての5,720万円使った出動日数がわかればおしえていただきたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 税務課長。

○税務課長(梅田一光君) 質問にお答えします。歳入町民税の個人と固定資産税現年度分の増加部分なのですが、収納率が当初97%で見ていたところ、職員の努力と町民の税金の支払いに対しての思いがあって現在97.5%で0.5%伸びでの掲示をしております。2月末で実は、98%若干超えてますので、もう少し伸びるのかなと思っております。

それと当初調定した時に、確定申告前に予算を作るのですが実は、昨年昆布が良くて私たちが思っていたよりも確定申告をしたら所得が上がっていたので調定額自体も実は、増えているのです。その部分で今回入ってきたのとあわせて、97.5%で現在策定します。固定資産税においても実は評価替えの年であっていわゆる3・11以降は、海岸方面における土地については、下落傾向にあるということで私たちは、想像してたんですが当然海岸については、下落傾向だったのですが茶内市街地以降については、横ばいという事で、そのままで計算しております。

それについても固定資産税が若干当初見ていたよりも評価替えも予算査定のあとから 決定していくので、そこの見誤りがあったのかなと思っています。滞納整理機構とか町 職員の努力で町民の税金に対する思いなどがあり高水準で回ってるという事をご理解 をいただければと思っております。

〇議長(波岡玄智君) 生涯学習課長。

〇生涯学習課長(箱石雄彦君) 議案22ページ町民パークゴルフ場使用料の減額についてお答えいたします。パークゴルフ場について27年度については、5月12日から11月5日まで開場しまして、利用者が全体で3773名にとどまりました。

開放日数は171日です。それで今回減額となった理由なのですがシーズン券が当初見込んでいたよりも6人少なくて1人5,400円の減額なんですけれども、これで約3万円、1日利用者数が町内で100円なんですけれどもこれは、60人の減、町外の1日利用者数が166人減の1人当たり320円なんですけれども、これを足して91,

520円の減額という事になります。それで最大の理由としては、町外の利用者も一応管内で増えているというのも理由なんですけれどもシーズン券を買う方が5,400円で54回来れば元がとれるんですけれども、そういう方も少し分析した事があるですけれどもだいたいそれを上回るような来場は見られません。逆に愛好者は、色々なコースを回りたがる傾向もありますし以前は、根室から25年度・26年度開場が遅れたという事で、こちらの方に混雑されてこられたという事があったのですけれども今年度は、あまり見られませでした。

これが収減になっているのではというふうに感じております。

それと利用者の高齢化です。シーズン利用券を買われている方なんですけれども、なかなかこれについては減るばかりです。以上です。

〇議長(波岡玄智君) 商工観光課長。

○商工観光課長(海道政俊君) 28ページの風力発電余剰電力売電収入の減額の件ですがこれにつきましては、まず今停止している経過を1月27日にピッチハンチングの警報が鳴りまして、風車の製作メーカーである三菱重工株式会社に連絡し、ご指示を受けております。その時は、変電盤の復旧をかけ運転させておりましたが2月1日にまた同様の警報がなりまして三菱側から現地調査に来るいう事で2月3日現地調査に技術員が来ておりまして、調査した結果、羽の部分の可変リンク機構の軸受け部分のガタつきが原因だという事で推測されましたのでこれは磨耗によるもので、軸受け部分の型つきがスムーズにいってないという事で警報が発信されていて、その部品を交換しないとならないという事で、その部品の中身についても油圧シリンダーの納期が受注生産のため納期がかかるということで、今発注も早急にかけまして5月末には、復旧見込みだということになっております。それで今回歳入の減額なんですけれどもそれが2月9日から完全に停止しておりますので、2月・3月の2カ月間が見込めないということで、現在、売電収入が1,338万4,000円あります。それで売電収入の予算が1,686万9,000円を予定しておりましたので、差し引きで348万5,000円今回減額しております。以上でございます。

〇町民課長(渡部直人君) 町民課長。歳入・雑入の28ページ資源物売払収入の28 9万1,000円の減額についてお答えいたします。この分の主な理由といたしまして は、市場単価の下落というのが大きな要因です。特に大きかったのは、鉄類で具体的に 申し上げますとスチール缶が26年度単価28円だったものが、27年度で8円という ことで大幅な下落となっております。それに合わせて雑鉄が 1 キロ当たり 2 4円 5 0銭 が 3 円という形に下がっております。アルミについても、キロ 1 0 0 円という形で下がっております。数量的には前年度 2 6年度で 6 1 7 . 5 トン。 9 0 4 万 1 ,0 0 0 円という形の収入がありました。今年度 1 月末までに数量では 5 2 5 . 3 8 トンで 5 2 3 万円という前年度対比で 3 0 %減という事になっております。

この度の市場価格の減による部分で減額補正させていただいております。以上です。

- **〇議長(波岡玄智君)** 企画財政課長。
- ○企画財政課長(野崎好春君) 30ページの町史売払収入136万2,000円の件でございます。当初予算では、300冊を単価6,000円で180万円計上させていただいております。昨年度当初予算計上するときには、まだ販売単価は、決定しておりませんでした。その後、5月から正式に販売する段階では、一般財源で作成しているということを鑑みて町民の皆様には、1冊3,000円、町外は6,000円で販売するという事で内部決定し、その後販売したところでございます。今までの販売数なんですけれども当初1000部印刷しております。寄贈分が339冊それから町内での販売が136冊、町外が1冊、販売者数が137冊で41万4,000円になったという事で、この度の件になったというところで更に500冊程度残っておりますので、今後も町史の売払いに向けてまたPRしながら更には町外出身者への案内もしながらこの町史をだしていきたいと考えてるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。
- **〇議長(波岡玄智君)** 保育所長。
- **〇保育所長(山口ひとみ君)** 52ページの常設保育所運営に要する経費の関連の質問でございますが、茶内保育所の耐震診断の結果につきましてご説明させていただきます。 茶内保育所の耐震診断の結果につきましては想定している震度6強から震度7程度の大地震が発生した際、倒壊の恐れがあり、または場所により倒壊の危険性が高いとの診断結果が出ています。以上です。
- **〇議長(波岡玄智君)** 防災対策室長。
- ○防災対策室長(小原康夫君) 本年2月29日までの業務期間でありまして札幌市の業者が334万8,000円で業務を行っております。業務内容ですが、1つには、避難対象地域の検討という事で4地域の津波、自動車の免許保有者数、自動車の台数避難経路等の確認です。4地域といいますのが、琵琶瀬親睦・仲の浜・新川・暮帰別でございます。業務内容の2つ目としまして、避難対象施設避難経路の検討を行っております。

この各地区において避難対象施設や、避難に要する時間と避難場所の検討を行い施設等の希望の想定をしております。

3つめとしては、避難計画の検討でございます。自動車での避難ということになっておりますので、避難に要する時間・避難先・避難の状況の確認。それらにより問題点の抽出を行います。これは地域ごと車の保有台数により交通シュミレーションを行っております。4つめといたしまして、対象案の検討としまして、最終的に3の結果に基づいて耐震対策案を考慮しています。それでこの部分は、一般質問でも提出がございますので、今回調査内容等で説明をさせていただきました。一般質問の回答時にこれに関する報告書の資料を提出いたしますので、この報告書の資料については、別の機会に説明ができればと考えておりますので、よろしくご理解願いたいと思います。

〇建設課長(酒井俊一君) 出動日数に関してでございますけども、20日を超えた日数だったと記憶をしております。以上です。

〇議長(波岡玄智君) 中山議員。

〇4番(中山眞一君) 町税の収納状況ですけれども、大変うれしく思います。努力も あったでしょうけれども調整額が低かったという事で、その点では98%を超える収納 になるという意味で町民の納税意識も高まってきたのかなと思ってます。

その中での固定資産税の収納率をおしえて下さい。

それからパークゴルフ場の9万2,000円減額となった理由ではなく、27年度が3773名の利用があってその他にシーズン券を何人が買われているのか、これは25年から26年にかけて増えているのか、減っているのかをおしえていただきたいと思います。

風力発電は、5月の末にできるだけ早く稼働できればと思います。資源物の売払収入ですけれども単価の下落ということで28円が8円、24円50銭が3円と初めてこういう金額を聞いたのですが、この理由というのは何があったのか、わかればおしえていただきたいです。

それから、52ページの茶内保育所の耐震で危険な状態にありますという報告でございましたが、これは働く職員の方または保護者は、ご存じなんでしょうか。

これに対しまして、この危険な状態のまま放置する予定なのかこれに対しての対応は、 どうしたらいいのか、そしてこの周知がされているのかどうかを含めてもう一度お伺い させていただきたいと思います。 それから、78ページー般質問に関連するという事なので聞かない方がいいのかもしれませんけれどもこの診断結果は、今時点で一番問題点があるというところがあればおしえていただければと思います。

それから、除雪3回の降雪で20日間の出動というふうに捉えて良いでしょうか。 その事だけもう一度お聞かせいただきたいと思います。

- **〇議長(波岡玄智君)** 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(箱石雄彦君)** 4番議員の再質問にお答えいたします。シーズン利用 券の利用者ですけれども27年度については、19人です。それで、年々減少傾向にあ ります。以上です。
- **〇議長(波岡玄智君)** 町民課長。
- **〇町民課長(渡部直人君)** 28ページの資源物の売払収入の関係ですけれども、これは、市場単価の減という話ですけれども主な理由は、スチールの部分で言うと中国の経済の状況が大きいのと搬出している業者に確認したら中国の経済も減速していますし、中国自体で、その鉄鉱石を使って鉄を作るというものがあるらしいです。その部分で、国内の方も逆に中国で作ったものを仕入れるという部分なのですが、そちらの方も多くないので全般的に市場単価が大幅な減という事になります。

当初は、27年度に入札したのですが、あまりにも下がりすぎたので、10月以降単価を見直してくれないかという話があったのですが、そこを含めてスチールの部分では、少し下げさせてもらっている結果があります。それで3割の大幅な減収見込みとなっております。

〇議長(波岡玄智君) 保育所長。

〇保育所長(山口ひとみ君) ご質問にお答えいたします。まず、茶内保育所の保護者は、このことについて知っているかという質問なのですが、まだ保護者の方には、耐震診断の結果については、周知していおりません。3月の20日過ぎに常設保育所におきまして、保護者への説明会がありますので、その時に兼ねて一緒にこの診断結果の内容を説明したいと考えております。また、今後の対応としましては、診断結果における考察というものをいただいていまして、診断結果のとおり建築物が倒壊または、崩壊する可能性が高いですがあくまでも、可能性を述べている為、明確な結果ではないということも承知願いますというような考察を受けております。

それと、この耐震診断の結果を受けて、今後どのようにしたらいいかという対応ですが、

茶内保育所は、昭和49年の建造物であることから現在、入所児童数が増加しているという事で耐震改修工事を行うかまたは新たに建設するかというどちらかを選択しなければいけない事と、もし改修を行うのであれば保育を行いながらの改修工事となること、将来的な保育所の配置数がまだ定まっていないことなども含めて、もう少し詳細についての検討が必要な事から、最終的に改修耐震工事でよいかまたは、新たな施設を建設するかということについて早急に検討して判断していきたいと思っております。以上です。 〇議長(波岡玄智君) 防災対策室長。

○防災対策室長(小原康夫君) 先程ございました問題点をかいつまんでという事でございますので、ご説明いたします。琵琶瀬親睦から暮帰別に関しましては、琵琶瀬湾の第一波到達時間の21分と沿岸最大推移MGロードの避難では、34.6メートル。そして暮帰別・新川東については、榊町方面に避難しますので、沿岸最大推進を14.8メートルと設定します。それで問題なのが車の台数なのですが、これは、独自に各地区の方から聞き取りをしまして台数を確定しています。この台数を参考に各地域で昨年9月30日に作成しまして、津波計画で車での方向は、決めております。

まず、琵琶瀬親睦については、展望台に逃げます。これについては、時間内に十分クリア出来ます。そして、仲の浜・新川西については、MGを経由して茶内市街方面へ避難します。これについても車の台数から換算すると、避難することは可能です。

ただ、暮帰別・新川東については、速度が別海厚岸線は、50キロの規制設定で、M Gは60キロ、新川東と新川西の一部は、40キロ。仲の浜・琵琶瀬親睦については50キロという想定で交通シュミレーションを行っております。実際最終的に新川東と暮帰別については、50キロで走行した場合には、避難が不可能となっております。それについての対策を4番の対策案ということで見学させてもらいました。

それで細かい数字を言っても、聞きとりにくいと思いますので、それらについても明日 の資料等でまた決めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇議長(波岡玄智君) 建設課長。

〇建設課長(酒井俊一君) 除雪の出動日数に関してでございます。あくまでも現在までの延べ日数でございます。大雪に係る分だけではございません。

例えば原野方面で吹きだまりができまして出動した場合あるいは、次の朝の凍結に備えて塩カル等を散布した場合それらも含めての20日間を超えたくらいの日数という事です。

- **〇議長(波岡玄智君)** 4番中山議員。
- **○4番(中山眞一君)** 22ページのパークゴルフ場の件ですけれどもシーズン券は、27年度19名で年々減少しているという説明だけだったのですが、私が聞いたのは、パークゴルフ場で27年3773名の利用があった。それならば25年は、何人利用したんですか。26年は何人利用したんですか、その時のシーズン券を買った人は何人いたのですか、その数字を教えていただきたいと思います。

それと52ページ父母への説明は、3月20日説明会で予定しているということですけれども、この耐震化の診断結果が出たのはいつでしょうか、それから3月20日までそのまま放置していくつもりなのか。先程の説明の中で今後については、耐震化工事をするのか建て直すのか、それらも含め、これから検討していかなければならないということですけれども、すぐに崩壊しないとしても万が一の場合一刻を争うような対応もせざるお得ない事もあるのではないかと思うのですが今後、理事者側も含めて検討し建設課等の判断も仰ぎながらという事なんでしょうけれども、この辺は担当者よりも理事者の方から思いつくことがあったら説明していただきたいと思います。

以上よろしくお願いします。

- **○議長(波岡玄智君)** 税務課長からの答弁があります。 税務課長。
- ○税務課長(梅田一光君) 先程、説明を申し上げた時の回答なのですが予算対比で収納率がいくらかという事で予算対比当初97%を予定していたのが今97.5%で補正を追加させていただいたという事での予算対比であります。現在の調定額なんですが、固定資産においての予算では3億1千45万7,000円なんですが現在では,3億918万7,000円の調停で、それによる収納率なのですが97.1%となっております。残り少ない5月までの出納整理期間まで努力して98パーセントに近づけたいなというふうに思っております。以上です。
- **〇議長(波岡玄智君)** 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(箱石雄彦君)** 実績からお答えいたします。24年度以降の資料しか持ってませんけれども全体の利用者数は、4426人です。25年度が4352人。26年度につきましては、4060人です。シーズン券の利用者なんですけれども今年度は、19人昨年度は、25人という事なのですが手元に明確な資料がありませんので後でお知らせいたします。

- 〇議長(波岡玄智君) 副町長。
- **○副町長(松本賢君)** 耐震化につきましては、10日にあがりました。その結果については、49年の古い建物であります。学校など56年前のものは、耐震化の動きが早かったのですが厚生労働省等の関係あるいは、文科省の対応と違うのかどうかわかりませんが耐震化に至りました。それで古いので結果がでるということでありますが、現場では、議会も含めまして方向性をだしてからいう事で検討していますが、まだでていません。

現場の方は、そういう考えですけれども私は、早々に結果のみだけでも保護者等には伝え議会にもしかるべき場面でお伝えしたいとは思っていますので、そのように指示をします。方向性というのは、例えば12月10日にあがって、例えば危ないから建て替えますと言っても予算編成に間に合いません。耐震の補強をするかどちらかにしても時間的に間に合わないので、予算化に至りませんでした。このような事がありますけれども、現場等の建設あるいは財政の方も含めまして早々に方向性を出して1日でも早くその危険を回避したいという事で考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

- **〇4番(中山眞一君)** この耐震の結果が出たのは、いつなのか教えて下さい。
- 〇議長(波岡玄智君) 副町長。
- **〇副町長(松本賢君)** 12月10日です。
- **〇4番(中山眞一君**) わかりました。
- **〇議長(波岡玄智君)** 他に質疑ありませんか。
- 1番加藤議員。
- ○1番(加藤弘二君) 40ページのふれあい交流・保養センターの燃料費について質問したいと思います。自分たちの家計でもそうだったんですけれども、今年の冬の燃料費は例年に比べ安かったので家計も大変助かりました。先程、除雪の説明もありましたけれども、その中でも除雪回数が少なかったことから、去年と比較しても少し余裕があると説明を聞いていましたが、27年度全体を通してこの建物にかかる燃料費を抜粋して浜中町では、いくらかかったか。通常今年の場合これだけの暖房費としての総額は、どのくらいかかっているのかを説明して下さい。以上です。
- **〇議長(波岡玄智君)** 総務課長。
- ○総務課長(佐藤佳信君) 全施設という事で財産管理上は、総務課ということになろ

うかと思いますので、私の方でお答えしたいと思いますが残念ながら全体での燃料費の 集計は、しておりません。数字的には、お答えできません。以上でございます。

- **〇議長(波岡玄智君)** 総務課長。
- ○総務課長(佐藤佳信君) 今日は、できませんけれども後日、集計してお答えいたします。以上でございます。
- **〇議長(波岡玄智君)** 他にありませんか。
- 3番鈴木議員。

4点ほどお伺いいたします。60ページその他農業行政事務に要する経費の機構集積協力金交付事業ですが、これは3件で167.88ペクタールの中山間管理機構の事業が始まったという思いで私的には、少し補助金事業ですので、この事業について皆さんには、解りやすく説明をいただければと思います。

次62ページ青年就農給付金事業補助当初予算で450万の計上があったんですけれども今回375万の減額。大幅な減額となっておりますけれども、この減額となった理由についてご説明をいただきたいと思います。

次に産業振興資金貸付金これも当初予算で1,500万の予算計上があって1,300万の減額。この予算計上にあたっては、これまでは、希望者の取りまとめをしながら、予算計上されていたのかなと思いますけれども、それにもかかわらず大幅な減額になった理由についてお知らせをいただきたいと思います。

次に歳入なのですが、20ページ8款 国有提供施設等所在市町村助成交付金50万の予算に対して20万減額をされております。この交付金については、以前は、500万余りがきたと思うんですけれども、急激な減額がここ数年続いております。その辺の理由について把握していればお聞かせをいただきたいのと隣町の厚岸町・別海町についても同じような比率で減額をされてきているのかお答えしていただきたいと思います。

- **〇議長(波岡玄智君)** 農林課長。
- ○農林課長(藤山功君) 60ページの機構集積協力金交付事業補助の内容についてご 説明したいと思います。

まず、今回計上しております協力金交付事業というのは、説明に入るときに農地管理機構という機構が直接の事業になっているわけなんですけれども、この農地中間管理機構というのは、北海道においては、北海道農業公社がこの事業になるということで、平成25年に法律が新たに制定されたことによる知事の認可において北海道農業公社が

この農地中間管理機構としてそれに向けた事業になる指定された団体という事であります。この団体が今回あげました協力金の交付事業の中の耕作者の集積協力金交付事業、この交付金事業の中身としましては、地域内の分散している農地ですとかそういったものを最終的にはその機構の方へ農業者が事業を使って機構が借り上げた農地を新たな周辺ですとか、相手の方にその一定の農地を貸し付けるというところまでの一連の事業の流れがあります。

この交付金につきましては、その機構の方へ農業者が農地を貸し付け農業者に機構からみますと農業者から農地を借り入れた際のその借り入れた面積に応じての協力金として、貸し付けた農業者の方に交付されるお金これが先程議員がおっしゃられましたけれども、3件ありまして機構の方に貸し付けた農業者3件の合計が167.88でそのヘクタールあたりの20万円を貸し付けた農業者の方へ機構の方から交付金という形でお支払いをするというような事業の仕組みになると思います。

その機構の方としましては、その借り入れた農地を新たにその地域の担い手そういった 方々に貸し付けることで、中間管理事業が成り立っているというような事でございます。 ですから、今回の3,357万6000円についてもこの3件の農業者の方へ機構から 交付される売ったお金を町で措置しまして、それを農業者に交付するということで、今、 予算措置させていただいたと言うことであります。それから62ページになりますが、 青年就農給付金事業補助ここの部分につきましては、当初議員がおっしゃるように45 0万円ということで、予算措置させていただいておりましたが、実は、昨年のことになりますけれども、平成26年補正予算で27年の支給分を前倒しして支給していただきたいという事で国の方から言われまして、その際にその時点では、当初27年の予算編成措置も終わっていましたので、その時450万というのは、27年度当初のままで実質につきましては、27年度の前倒しで払った26年3月に補正予算を行って払った額の交付2件分をそのまま減額させていただいたという事であります。

ですから27年分については、それ以外の当該27年度に交付されるべき1件分の75 万円のみ支出に至ったという事であります。

それから同じく62ページ産業振興資金貸付金この部分でありますけれども、当初は、 毎年予算編成期12月末までに農家さんの方にいろいろと自治会配布等で希望を取り まとめをしまして、そのときに予算編成時につきましては、実際のところ4件の方々か ら希望があったわけなのですが実際に新年度に入りまして、その具体的な貸付申請の段 階で3件の方々が辞退されたという状況になっております。

理由としては、初乳牛の値段の高騰ですとか、そういったところでの限度額を50万円という事で1頭あたりという事もありますし、その中で自己資金が相当かさむというような理由も含めまして3件の方々が辞退されたというケースになっております。その後にも貸し付けの希望の取りまとめを行ったところなんですけれども実際には、その値段ですとか、その辺の市場価格も下がらなかったという事も原因にあろうかと思いますけれども追加で希望をとった中でも最後の貸付申請がなかったという事で結果としては1件の4頭という事での貸付実績になったというような事であります。

経過としては、そういったの状態として今回減額させていただいたという事になります。 以上です。

〇議長(波岡玄智君) 企画財政課長。

○企画財政課長(野崎好春君) 20ページの国有提供施設等所在市町村助成交付金の関係でございます。この交付金につきましては、既にご承知のとおりだと思いますけれどもこれは、自衛隊が使用する資産に対して所在する市町村に交付するという固定資産税的な交付金でございます。議員がおっしゃるとおり、かつて平成一桁台だと思うんですけれども、米海兵隊が演習場に入るということで、一時的に500万程度までを増額された経過がございます。その後この分がなくなりましては、現在としては、純固定資産税的な交付金と本来の交付金制度に戻っていったという事でございます。

25年度では83万6,000円、26年度では50万6,000円、今年度では、およそ30万程度の固定資産税相当が交付されるというふうな状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。あくまでも、固定資産税的なものでございますので矢臼別演習場それぞれの市町村の所有する面積によって、それぞれ配分額が変わってきます。他町村の交付額等について本町には知らされておりません。以上です。

〇議長(波岡玄智君) 鈴木議員

○3番(鈴木誠君) 中山間管理機構に係る交付金の問題ですけれどもこれは管理機構である公社に交付金が渡されて、それが貸している農家に行くというふうに理解していいのですね。これが1~クタール当たり20万ということは、これは永久に続くということなんですか。それとも一時的なものでその後については、どうなっているのか私どもが危惧するのは、こうした貸し手に対して、これだけのメリットがあり、言いかえれば農地の所有権が移転されないということは、なかなか移行していけない理由であって

非常に不合理な政策だったと思っておりますけれどもこれで、機構からいわゆる借り手に対する賃貸金額とかその辺を御説明お願いしたいと思います。それから、国有提供所在交付金の問題ですけれども米海兵隊がアメリカから矢臼別に移ってくる際のいわゆる機嫌取りのための増額だったというふうな理解をできるのかなとそれが今、課長の答弁ですと本来の固定資産計画に戻ってきたということですから、今の数字が浜中町で言えば、わずか6~クタールくらいだと思うのですが、これ以上は、下がらないというような見込みでよいのか、大きな影響がないのかもしれませんが、その辺がわかればこの際お聞かせいただきたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) 農林課長

○農林課長(藤山巧君) 6 0 ページの機構集積協力金の関係ですけれどもこの制度を ヘクタールあたり 2 0 万ということで、現在平成 2 7 年で措置されていますが、今後と いうことで今、機構の方で制度的にこの協力金の部分については、制度的にはまだ、残って今後も進められるということなんですけれどもただ、ヘクタール当たりの単価の部分なんですが、今機構の方でこの事業を進めるに当たって予定されている単価の部分で 説明申し上げますと、平成 2 8 年から 2 9 年これにつきましては、半分のヘクタール当 たり 1 0 万円で協力金を交付したいという計画でいるようです。その後、平成 3 0 年に ついては、そのまた半分の 5 万円といった形で集積協力金の事業自体は残っているんで すけど、それぞれ経年の経過措置といった形の中で今言った年数のようなスパンを持ってヘクタール当たりの単価を引き下げながら、この事業を進めで制度的なものだとして は、伺っているところです。

それから、もう1つは今回の中間管理機構への農業者からの貸付については、最低限10年間は、機構の方へ貸し付けしていただくということが一定程度のルールになっておりますので、少なくとも10年間は機構の方への貸し付けという賃貸の状態で、機構から借り入れる農場についても、それと同じ年数の10年という事が最低限この事業で機構の事業を使った場合のルールという事になってております。その10年たった後のところにつきましては、それに応じて機構の方から再度賃貸の契約をするものなのか、その時点での売買という形になるのかは、その10年後の時点でそれぞれ貸付者のご判断ですとか、そういったことにもなってくるかと思いますけれども以上、今の事業制度上では、そういった形で進められていくという事で、ご理解いただきたいと思います。以上です。

- 〇議長(波岡玄智君) 企画財政課長。
- **○企画財政課長(野崎好春君)** 先程の国有提供の交付金でございますけども、議員が おっしゃるとおりお手盛り的な予算だったのかなというふうに考えております。

それと今後の固定資産税の関係でございますけれども土地に関しては、ほぼ動きませんけれども今後、建物・工作物の価値化によっては、さらに下がる事もあるかと考えているところでございます。

- **〇議長(波岡玄智君)** 3番鈴木議員。
- ○3番(鈴木誠君) 管理機構についてさらにお伺いしますけれども、確認の意味では管理機構に貸し付ける農家は、27年度ですと交付金と合わせて農業委員会で斡旋する賃貸料は毎年もらえるというふうに理解してもよろしいんですね。

今後の見通しとしては、その28年、29年は、その半額。更に30年以降は、5万円 という見通しだという事なんですよね。

そうなると27年度に貸し付けた3件の農家の方々というのは、1へクタール当り20 万円プラス年間の賃貸料が入ってくるというような仕組みですよね。

こうなりますと、なかなか先ほどの繰り返しになりますけれども売るより貸した方が得だというような制度でいずれ、これが縮小されていくんですけれども負担が20万円という金額は、比較するとすごく高い金額ですよね。だから一時的に恩恵を受ける貸付農家が出てくるというような事なんですけれども、この制度が今後とも北海道になじまないと制度的に思うんですけれど、こういった事がこれからの浜中町の農地集積に関してどのような影響があるというふうに担当課では考えていますか。

農業委員会局長の考え方があれば伺っておきたいと思います。

- **〇議長(波岡玄智君)** 農業委員会局長。
- **〇農業委員会局長(上田幸作君)** ただ今、鈴木議員さんがおっしゃったようにこの農地中間管理機構の出来た背景から申しませんと中々難しいと思いますけれども、本州・北海道には、なじまないというお話がありましたように、本州の水田地帯に関わる部分で耕作放棄地ですとか、未利用地が増えている状況です。

それから、国が進める競争力の強い農業をつくるための原点から始まっている事業でございまして、もともと北海道の農家・酪農を含めて農地については、できるだけ自分で所有したいという観点で進めてきた部分なんですけれども、この農地中間管理機構は、10年以上借り上げて、それの集積を図りながら、貸し付ける10年住んだらその時点

で検討する事になるのですが議員がおっしゃったように実際に農家を経営されている 方にとっては、先ほども言いましたように26年度・27年度1へクタール20万円。 28年度・29年度は10万円という一時的な交付金の部分についても国の施策により まして、早めに農地をだしてくれれば、こういう恩恵があることを実際に農地行政を担 当している農業委員会としては、やはり農地は、農家の方が所有して、自分で一緒懸命 耗作をして生産に結びつけるという基本的な考えからは、少し違うような気がしている ところでございます。

- ○議長(波岡玄智君) 加藤議員からの質疑でありますが、燃料費の全額の関係が明日の予定であったのが、今わかったという事ですので答弁してもらいます。どうぞ。
 総務課長。
- **○総務課長(佐藤佳信君)** 先ほど1番議員さんの質問にお答えします。燃料費町全体でということですが、一般会計ベースで補正前の予算総額が8,011万8,000円となってございます。今回の3月補正で減額分が全体で約681万8,000円の減額となってございます。約8.5%の減ということになってございます。以上でございます。
- **〇議長(波岡玄智君)** 1番加藤議員。
- ○1番(加藤弘二君) 10%は、少なくとも減額になるのかなと私は思ったんですが、 そうならなかった理由は、それ程下がらなかったが後半になって下がったとか、例えば 昨年12月末の値段で言えば半額ぐらいまで落ちたかなという感覚で私は灯油を入れ ていました。

今、681万8,000円というのであれば、そうでもなかったのかという感じで受けとめていますが、いかがでしょうか。

- **〇議長(波岡玄智君)** 企画財政課長。
- **○企画財政課長(野崎好春君)** 燃料費の関係でございますけれども、平成27年度の 当初予算の燃料単価の設定につきましては、今手持ちでございませんけれども27年当 初予算を組んだ段階で既に燃料単価を下げて予算計上している事も想定されますので、 資料を取り寄せながら説明させていただきたいと思います。
- **〇議長(波岡玄智君)** 他にありませんか。
- 10番田甫議員。
- 10番田甫議員 数点質問させていただきます。

まず、歳入の20ページから22ページにわたりますけれども、常設保育所の保育料

300万円は、301万円増ですね。

22ページのへき地保育所での188万3,000円の減収であわせまして、それから 町営住宅使用料は、当初予算を組む段階で各入所者数及び入居者数にその滞納調定額分 を加えた額で予算編成しているという説明だったと記憶してますけれども、それぞれ常 設が増えてへき地が減って住宅使用料が増額になっている理由といいますか、この滞納 額と滞納額の徴収額等によるものなのか、それとも単純に人数の予定が増えた、減った というものなのか説明をしていただきたいと思います。

それと、26ページの青年給付金で先ほど説明を聞いていて理解したんですけれども、26年度に前倒しして給付した2件を今回この27年度の当初予算では、それをそこから支出をしたのではなく、27年度?予算からは、1件の75万だけを出したという答弁だったかなというふうに理解したのですが、それでよろしいでしょうか。

それと、これに関してその以前この所得の限度額は、250万から350万円に緩和なりますという話だった記憶がありますけれども、これはその通りに実施されているのかこの点を教えていただきたいと思います。

それと28ページの看護師等就学資金貸付金は多分、決算時に度々でてきた滞納分だというふうに理解してます。今回補正された34万円は完納になったと理解していいのかこの点も教えていただきたいと思います。

それと38ページここから、数点細かくなりますけれども、各この修繕料について詳細を教えていただきたいと思います。まず38ページのその他町有財産に要する経費の修繕料33万6,000円増です。これは、たしか9月補正で旧西円小のボイラーの煙道補修の補正での項目かなと思うんです。これに対しての不足分なのかどうか、それと別に何かがでてきたのかどうか。

それと80ページ小学校管理運営に要する経費の修繕料の64万円は、6月補正で霧小の浄化槽ポンプを97万2,000円で修理しておりますがこれとの関連があるのか、それとも新たな修繕がない理由なのか、これも教えて下さい。

90ページ大規模運動公園これは、6月・9月にそれぞれプール総体等で2度補正があります。それで今回この23万4,000円と若干金額が小さいのですが、この内容も含めて知らせていただきたいと思います。

それと70ページ町営住宅に要する経費の備品購入費23万1,000円ですが12月 の補正で風呂用ボイラー3台を83万2000円で補正してあります。12月からここ までの間で23万1,000円というのは、どのような内容なのでしょうか。

それと82ページ小学校管理運営に要する経費の補修用工事ですが、当初118万いくらで浜中小学校のリンクをグランドに作るというお話だと思いますが今年は、暖冬だったせいかどこの地区のリンクも整備には、かなり苦労したのではないかなというふうに思っております。それで、この浜中小学校の新たにグラウンドに作ったリンクは、どのようなできばえで、その維持管理等は、スムーズにいったのかどうか、この点をお知らせていただければと思います。合わせまして、この今回補正の60万5,000円この内容も知らせていただきたいと思います。

それと、78ページの災害対策は、先ほど質問が出ていまして河川だろうと思うんですが、一般質問の時にその資料等を示して説明するというお話だったかなと思うんですけれども、正直一般質問に1時間しがございません。それで、先程の内容を聞いてますと、その車の台数及びその避難にかかる時間とか、以前に考えておられたような細かな数字をこの60分の時間内で説明を受けますと正直質問する方としては、時間が足りないのかなという気がございます。

これで、もし事前に資料配布が可能であれば、そうしていただければありがたいし当日で大丈夫ですよと時間内に端的に答えますという事であればそれでも結構ですけれども1時間の縛りというのは、かなり時間的に制限がありますので、そこら辺の見解も聞いておきたいと思います。

〇議長(波岡玄智君) この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 3時 2分)

(再開 午後 3時27分)

〇議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号の質疑を続けます。

保育所長。

〇保育所長(山口ひとみ君) 歳入の保育所保育料についてご説明いたします。

まず初めに常設保育所保育料についてですが、年度当初で入所見込み児童数は、128名を見込みまして、現在のところ児童数は、途中入所も含め128名にはならず、120名程度で前後しているところですが、低年齢児のお子さんが多いことから、保育料の一人頭の単価が高いということも含めましての増額もあります。

滞納分としましては、30万6,000円の見込みの増と現年分につきましては、27

9万2708円の見込みで合計309万8,000円を増額するものです。

次にへき地保育所につきましては、当初50名の入所で見込んで、1人16,500円の50名の12月分、12ヵ月分で見込んでおりましたが、昨年の6月議会で保育料の改正を行いまして、その時に保育料が町民税所得割非課税の世帯につきましては、3,000円町民税所得割課税世帯については、16,000円ということで、保育料が下がったことにより減額となります。以上です。

〇議長(波岡玄智君) 総務課長。

○総務課長(佐藤佳信君) 私の方から、関係する歳入歳出をお答えします。

まず、歳入ですけれども22ページ町営住宅使用料です。当初予算では、現年度分の調停を4,100万円と見込んでおりました。収納率は97%で3,977万円、滞納分につきましては1,800万円の5%の収納率をみまして90万ということで、当初予算4,067万円でした。

今回の補正でございますけれども現年度分につきましては調定額が4,262万1,000 円、収納率97.3%で収入見込みが4,147万4,000 円、滞納ですけれども、当初調定1,923万6,000 円、納率1.38%で収入見込み26万5,720 円ということで、現年度分が、上回っておりますので、今回107 万円の追加というふうになってございます。

次の歳出38ページその他町有財産に要する経費修繕料33万6,000円です。先程、議員がおっしゃられたとおり当初西円朱別小学校のボイラーの煙道の修繕いうことでやってございましたがその後、修繕をしてる最中で煙道に係る排気ファンが欠がくしていたという事で必要だったんですが、その分見込んでいなかったものですから、その分の追加ということでございます。

次に歳出76ページ町営住宅用の備品購入23万1,000円の追加です。補正前は、 146万円の予算に対しまして23万1,000円の追加ですが、これにつきましては 茶内A団地のFF式ガス風呂釜1台を購入するための見込みということでございます。 私の方からは、以上でございます。

〇議長(波岡玄智君) 農林課長。

〇農林課長(藤山巧君) 歳入の26ページ農業費補助金青年就農給付金事業補助の部分についての説明になります。まず先程申し上げましたように、内訳としましては26年度補正で27年度に本来支給されるべき方々に対して、26年度中に国の方から、給

付をしていただきたいということで、26年度中にその27年本来支給するべき方々の分を前倒しで給付したということで、実際に27年度の方で前倒しした事による27年度の支出が伴わなかったという事であります。それと付け加えて、もう1点先程申し上げるんですけれども当初予定では、新規就農者分として150万円ということで、見込んでいたものもございまして、その分が結果的に新規就農を27年度中に就農された方がいなかったという事でその分の150万合わせて今回の減額分ということになっております。

先ほど、議員がおっしゃられました支給要件の所得の要件のところなのですが、平成27年から制度が改正されまして、若干の支給要件が変わった部分について、説明させていただきたいと思います。

平成27年からの新規就農者については、初年度については、従来どおりの150万円の給付。2年目以降につきましては、前年度の所得が150万円から350万円の間の方に所得の方の該当される方に給付することになっております。その給付の金額は最大で150万円、前年の所得に応じて最終的に350万円を超えると給付がゼロになるということでの計算方式は、あるんですけどもそういう傾斜給付的な制度に変わったとという事でご理解いただきたいと思います。それと当初予算で組んでいた450万円の方々については、26年度のまでに既に給付されている方々は、旧制度の支給要件250万円以下の方々150万円ということと、27年度に給付見込みしていた新規就農者の部も1年目については、150万円支給するということでしたので、その分と合わせて当初450万円の給付見込みにしていたということであります。減額の内容については、前段申し上げたとおりの要因で減額させて最終的に寄附されたのが1件の1年間部分の年2回支給する後期支給分、その後ろの半額の75万円のみが平成27年度中での支給になったということで今回の減額補正となっております。

- **〇議長(波岡玄智君)** 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(伊藤敦子君) 28ページの看護師等修学資金貸付金収入でございますけれども、修学資金34万円の補正につきましては、当初予算で1万円を計上させていただいておりましたが、昨年までの滞納額35万円ございまして、完納となりましたので残りの34万円補正させていただいたものでございます。以上です。
- 〇議長(波岡玄智君) 管理課長。
- **○管理課長(工藤吉治君)** 教育委員会の教育費に関する80ページの小学校管理運営

に要する経費の修繕料64万円の質問についてお答えを申し上げます。

この60万円の修繕料の補修につきましては、新規の部分であります。

まず1点でありますけれども霧多布小学校の循環式汚水再利用装置があるんですけどれも、その部分の装置部ブロアが経年劣化の為に壊れた事による修繕ともう1点が霧多布小学校雨水升で屋上からの雨水等を地下に流すんですけれどもその雨水升が土砂等で止まってることから、雨水が流れずオーバーフローしたことによるその修繕の2点であります。それが全体として64万円かかるという事になります。

もう1点でありますけれども、工事請負費60万5,000円の内容でありますけれども、この工事請負費につきましては、散布小学校が平成28年度すべての学年が複式の学級編成になることから1年生・2年生の教室への新規にスライド黒板の新設並びにその黒板への上具に取りつけます黒板等の新設による補修工事の予算計上であります。

また関連質問で浜中小学校のスケートリンクの質問だと思いますけれども浜中小学校のスケートリンクにつきましては、確かに議員がおっしゃいましたように今年は、暖冬でリンクのオープンには、苦労していましたけれども1月にオープンをしまして2月8日まで授業で使っております。

事業については、学校だけではなくて、保護者等のレクレーションで長靴ホッケー等で 利用しているという状況でありますのでご理解を願います。

- **〇議長(波岡玄智君)** 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(箱石雄彦君)** 議案の90ページ大規模運動公園管理運営に要する経 費の需用費修繕料に関して説明いたします。

これについては、町民スケートリンクの補修にになります。それで、例年リンクの整 氷をする際に400メートルあるんですけれども外周と内周コンクリートの内側に綱 引き上のロープを付設します。これは、膨張によってコンクリートが破損するのを緩和 するための措置なんですけれども、それは小刻みにわけておりますけれども、それをホ イルローダで付設する際、昨年の12月8日なんですけれどもリンクには、散水栓が4 カ所あります。それで1ヵ所コーナの付設している際、ホイルローダを操作する者と3 人でやっているんですけども、たまたま散水車のバケットを上げた瞬間の散水栓のカバ ーとバルブを破損してしまいました。給水には、問題がなかったんですけれども、バル ブを取り換えなければ給水できないという事になりまして、それに係る経費で、ケース が12万3,660円という事での関係の補正ございます。以上です。

〇議長(波岡玄智君) 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 理解は、したつもりでおりますけれども、まず各保育料及び使用料ですが減額理由は、保育料の改定による減であるというふうに理解をいたします。 それと、今の散水栓なんですが、これはリンク整備をいつやったのか分からないのですが、今回のリンク整備には問題がなかったという事でリンク開始をする前の作業中での破損であるというふうに理解してよろしですか。

それと、町営住宅に要する経費で風呂釜という事で経年劣化等によるものだと思います。 これについては理解いたしました。

これと若干関連のある事で、住宅に係る関係で例えばガラスが破損をしてしまったとあるいは、ドアが壊れてしまったとか、ドアノブに鍵がかからないというトラブルというのは、古くなってくればあるのかなというふうに考えます。それでこの役場が土・日が休日になりますので休みに入ってしまった時あるいは、その前日の金曜日に、突然壊れてしまった場合、住まわれている住民の方から役場に連絡がきて、役場から連絡ができなかった場合、直接急ぐ場合には、業者さんに連絡して直してもらうのかなという事になるのかなと思うんですけれども、ここら辺の決めごとと休日中の対応は、規則的なものがあるのかどうか、住民が故意に壊す人は、いないと思うのですけれども住民が負担しなくてはならない損壊の内容とこれらが発生する可能性というのは、あるのか取り決めもあるのであれば教えていただきたいと思います。

他については分かりましたので、その点をおしえていただきたいと思います。

- **〇議長(波岡玄智君)** 総務課長。
- ○総務課長(佐藤佳信君) 公営住宅に関しましてお答えいたします。

まず、個人負担の関係でございますが場合によっては、個人負担をいただくケースがありますが、町で設置している設備等につきましては、町の方で補修するという事になります。休みの体制ですけれども、時々、金曜日の夕方電話がはいりますが日曜日も対応しているケースもございます。また、場合によっては、土曜・日曜の日直がおりますので、用事は、当直がおりますのでご連絡いただければ日直から我々の方に連絡が入るというふうになってございます。ただ土・日にはいりますので場合によっては、すぐに対応ができない場合もありますけれども、極力入居者に不便をかけないように対応しているところでございます。以上でございます。

〇議長(波岡玄智君) 10番田甫議員。

ただ今の公営住宅の関係で休日の土日に連絡がきて、住んでいる方から役場の担当に困って連絡がきた場合に役場の方で修理依頼をして対応してもらうという形なんだと思うんですけれども、役場は休みで日直がおりますけれども、そこで判断できる内容ではないという事で、例えば施錠が壊れた場合というのは、夜間も通して外出する時は、ある程度緊急性があるのかなというふうに考えるんですけれども、その場合は、住んでいる方が役場で修理委託をしている大工さんに直接電話をして修理していただいたその場合修理代金は自分で払うから急いでほしいという場合もあるのかなと思うのですがそれは、やはり違うと思います。役場の物ですから役場で払わなければならないと思うし、その時に臨機応変な対応というのは、今後もとっていただけるのか、役場と連絡がとれなかった場合で緊急を要する場合には、個人的に修理を依頼して直すという方向でいいのであれば、そのように答弁いただければと思います。よろしくお願いいたします。

- **〇議長(波岡玄智君)** 総務課長。
- ○総務課長(佐藤佳信君) 先週そのようなケースがございました。担当が日曜日に行くことになって連絡をしました。連絡後、いつも自分で大工さんに頼んでくれたというケースもございますので、ケースバイケースによって、対応したいと思います。以上でございます。
- **〇議長(波岡玄智君)** 他にありませんか。

6番成田議員

○6番(成田良雄) この度、道自治体情報システム協議会負担金が5,005万9,00円が補正されましたけれどもこれは、マイナンバー制度の推進によっての負担なのか。どういう割合で負担増になったのか答弁お願いしたいと思います。

それと 5,0 0 0 万増ですけれども国からの補助または、交付税算入がなぜいるのか、 その点を答弁お願いしたいと思います。

次に36ページの地方公共団体情報システム機構負担金の105万8,000円の関係でございますけれどもこれは、マイナンバーの関係で、先ほど9番議員からも質問がありまして重複する点もありますけども、まず個人カード発行数が現在41件ということで個人番号カードを申請して発行されると思いますけれども、まだパーセンテージにならないくらいの推進かと思います。そういう意味で行政としてもこの国としての制度でスタートした訳でございます。やはり住民に対しての今後の推進にあたって取り組み

が大事かと思いますので、そういう意味で行政地方自治体において国からどのような推 進指導をされているかおしえていただきたいという事と住民にしっかりと目的を明確 に周知していく事が大事だと思います。周知する事によって今後この推進する行政に業 務の簡略化を受けられるし、スピーディーに住民サービスが遂行される事業制度だと思 います。そういう意味で今後、またどのような住民サービスをしていくのか、もう一度 答弁お願いしたいと思います。スピーディーに住民サービスが遂行されるという事は住 基カードは、他の自治体でもやっているところがありますけれども、テレビで見たんで すけども、役場の窓口に印鑑証明等住民票の自動交付の販売機のようなものを設置して いる自治体もありますので、このようなカードを使うと当面はされませんけれども、コ ンビニ等でも住民票、印鑑証明もこのカードを使って発行するという自治体もあるかと 思います。そういう意味で、我が町として今後どのようなこのカードを推進して、住民 サービスまたは、行政の簡略化を図っていくかその点も住民に周知すべき事でないかと 思いますので、色々マスコミでは、詐欺とかデメリット面も報道されていますけれども、 やはり行政にとっても住民にとってもメリットがあるかと思います。自分も申請しまし たけれどもまだ発行通知はされていませんが、やはり写真を添付して国に送るという事 が面倒かと思いました。そういう意味で今後どのように行政としての考え多くの方にカ ードを発行通知カードでも個人住民カードの番号は、通知されておりますけども、やは り将来は身分証明書なりと今免許証を持っている方は、いいのですが高齢者になり免許 証がなくなった方が身分証明書につながる訳ですから、住民にしっかりと個人カードを 発行していただくような自体においてもメリットがあるのではないかと思いますので、 その点の考えをおしえていただきたいと思います。

次に52ページ9番議員が質問して答弁がありましたけれどもこれは、霧多布放課後 児童クラブでは、霧多布小学校の空き校舎の教室を利用して推進していくと言うことで 大変喜ばしく思いますけれども先生方は、大変な面もあるかと思います。やはり時間ま でに学校を管理しなければなりませんので、茶内にも児童クラブがありますが今後、空 き教室ができたら、学校に放課後クラブを設置するのが望ましいかなと思います。 また、浜中小学校では、今利用者がないという事で閉鎖してますけれども、今後この空 き教室を利用する事によって、利用者が希望するかと思います。そういう意味では、今 後空き教室がありましたら霧多布の今現在どの空き教室で利用すべきと考えますか、ま た担当課としてどう考えているかご答弁願いたいと思います。

- 〇議長(波岡玄智君) 総務課長。
- **〇総務課長(佐藤佳信君)** 歳出34ページ道自体情報システム協議会負担金について お答えいたします。

今回5,005万9,000円の追加補正ですが負担金の中には、実績減だとかという項目ございますけれども、この主なものを申しますと、今回は、新たな自治体情報セキュリティー対策ということでの追加が主なものでございます。

これにつきまして、昨年日本年金機構から情報が漏れたということで国においては、 町村においてもセキュリティーをしっかりせよという事での今回予算づけになってご ざいます。今、私たちが使っているパソコンは、自治体システム協議会が運営している 札幌にありますデータセンターというところにデータがありますので、そこに見にいっ て情報をやりとりというふうになってございます。

今は、インターネット等と町が使っている財務会計、給与とかで実は、LANが繋がっている状態なものですからサイバー攻撃という事がおきた場合しっかりとそのインターネットと分離せよと言うことになってございます。その為に今回データセンターに分離するシステムを導入する為に浜中町の負担ということになってございます。

これにつきましては、国の補助対象が1,100万円です。それの2分の1の550万円が国の補助。残り550万円につきましては、100%起債充当というふうになってございます。これから、情報管理をしっかりとやっていかなければならないと思ってますので、その対応でございます。以上でございます。

- **〇議長(波岡玄智君)** 福祉保健課長。
- **〇福祉保健課長(伊藤敦子君)** 5 2ページの放課後児童クラブの運営に要する経費についてのご質問でございます。

霧多布小学校での児童クラブの開設につきましてどういう大変な事があるかという ことが寄せられているかというお話ですけれども、今のところ困ってるというようなこ とは聞いておりません。それで3月の後半に保護者会がございますので、その時にも皆 さんからご意見をいただきいというふうに思っております。

今後の茶内児童クラブ、浜中小学校の児童クラブにつきましては、茶内児童クラブにつきまして空き教室の利用ということは、今のところ空き教室がございませんので学校の利用というのはできない状況となっております。それと浜中小学校での児童クラブの開設につきましてですけれども、今後子育て支援法による子育てアンケートなどによっ

て、必要数の把握などをしていきたいというふうに思っております。

〇議長(波岡玄智君) 町民課長。

〇町民課長(渡部直人君) 36ページの負担金に係るマイナンバーの関係のマイナンバー制度のメリットですけれども、申請者が窓口に提出する書類が簡素化される事や、先ほども言いましたけれども所得種関係とか身分証明書のかわりになるところがあります。この大きな目的として所得の把握というところが一番的確な逆に社会保障の給付関係でこれに基づいて対象者の把握をするというのが一番の行政にとってメリットかと思います。

それと税の公平性という事で税の賦課漏れとかいう部分とそれによって、負担を公平にしていただくというのが、この制度の目的であると思います。これまで、町広報等でマイナンバー制度の概要、通知カードと負担を公平にしていただくというのが、この制度の目的であると思いますし、マイナンバーの申請手続の関係でもだしております。これから具体的に他の町村では、例えば印鑑証明書をICチップの中に入れたり印鑑証明書で本人確認する為には、それで取るという方法をやっている町村もあるようです。先ほど議員がおっしゃられたコンビニでの交付もありますが、当町では今のところ予定されておりませんけれども、現状窓口での対応は、させていただいております。 過去に住民票の部分でいいますと予約制をとって職員が対応したという事もあります。また、どの程度その辺のニーズがあるのかも含めてコスト的な問題もありますけれどもマイーナンバーカードの普及が進めば皆さんに役場まで来ていただかなくてもいいのかなという思いがありますので、制度の趣旨を含めて窓口、広報も含めてやっていきたいなと思います。

総務省の方から通知カードをなくした人については、マイナンバーカードを写真付きを作るようにと窓口でも積極的にもPRして下さいという事で通知等もきてます。身分証明ですので写真がつかないと本人確認をする為の書類でもありますのでスマートホンですと、自分で撮ったり動画にしてそれを送るという事もできるのですが、なかなかお年寄りですと手間がかかると思いますので自動交付写真の機械の中にマイナンバーの申請書の写真が作成できる場所がありますので、情報提供しながらマイナンバーカードを申請していただいて、利活用を図っていただければと思います。以上です。

〇議長(波岡玄智君) 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第2号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号平成27年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

○議長(波岡玄智君) 日程第10 議案第3号議題とします。

本案について、提案理由をの説明を求めます。

- 〇議長(波岡玄智君) 町長。
- **〇町長(松本博君)** 議案第3号平成27年度浜中町国民健康特別会計補正予算第2号 について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、年度末にあたり、事業費の確定に伴う補正や保険給付費、国民健康保険税国庫支出金の決算見込みに基づくもので、今後必要とされる予算の補正をお願いしようとするものです。補正の主な内容を申し上げますと、歳出、1款総務費で、計上経費など12万2,000円の減額補正。

2 款保険給付費では、医療費等の実績見込みにより療養諸費で2,503万9,000 円の追加。高額給与費433万円出産育児諸費336万2,000円を減額するなど、 全体で1,734万7,000円の追加補正、3款後期高齢者支援金で1,148万円を減額。

4款前期高齢者納付金で12万3.000円を減額。

6款共同事業拠出金では、高額医療費共同事業医療費拠出金125万8,000円保 険財政共同安定化事業拠出金442万8000円の減額、全体で568万6000円の 減額補正。

7款保健事業費では、保健事業66万9,000円追加。

特定健康診査等事業費140万1,000円の減額。全体で73万2,000円の減額補 正。

8款諸支出金では平成26年度国庫負担金補助等返還金770万6,000円を追加。 以上により、今回の補正額は691万円の追加となります。

- 一方、歳入につきましては、1款国民健康保険税は、173万1,000円の追加で、
- 一般被保険者国民健康保険税など最終収納見込みにより計上。
- 2款国庫支出金では、変更申請による交付見込みにより、国庫負担金2,275万8,000円を追加。国庫補助金919万2,000円の減額。全体では1,356万6,000円の追加補正。
- 3款療養給付費等交付金90万2,000円の追加は、社会保険診療報酬支払基金からの交付見込額を計上。
 - 4款前期高齢者交付金では、2.219万4.000円を減額。
 - 5款道支出金では、高額医療費共同事業負担金ほか44万9,000円を見減額。
- 6 款共同事業交付金で共同事業交付金655万3,000円減額、保険財政共同安定 化事業交付金651万8,000円追加は、いずれも国保連合会からの確定通知に基づ く計上、全体で3万5,000円の減額補正。
- 8 款繰入金では、法定繰入分である保険基盤安定繰入金計減分41万7,000円減額。保険基盤安定繰入金支援分1,371万2,000円追加。出産育児一時金繰入金224万円減額。財政安定化支援事業繰入金78万6,000円計上、全体では1,184万1,000円追加しようとするものであります。
- 9 款繰越金180万1,000円は前年度剰余金の追加10款諸収入25万3,000 円の減額は、健康診査等負担金などの実績見込みによるものであります。

この結果、補正後の歳入歳出の総額は13億9,137万2,000円となります。

なお、本補正予算につきましては、2月22日開催の国保運営協議会に諮問し、答申 をいただいております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第3号の質疑を行います。

歳入歳出一括行います。

9番川村議員。

○9番(川村義春君) 2点ほど少し気になる部分を教えていただきたいんですけれど も、歳出の120ペーの繰出金で一般会計繰出金77万5,000円が計上されており ますけれども、これについては歳入歳出の決算総額を見込んで、一般会計に戻す為の予 算措置だと思うんですけれどもそのように理解してよろしいでしょうか。

歳入の120ページに一般会計繰入金がありますけれども、この中で、財政安定化支援事業繰入金78万円増になっているこれとの相関関係は、何かあるのか教えていただきたいのと、今言われた財政安定資金の内容についてケースで、この部分が入ってきているのかを教えていただきたいと思います。以上です。

- 〇議長(波岡玄智君) 町民課長。
- **〇町民課長(渡部直人君)** 国保会計120ページの一般会計の繰出金です。

この部分につきましては、補正のなかでも、ふれさせていただいているのですが、国保被保険者のインフルエンザの予防接種322人分と肺炎球菌の予防接種23人分にかかわる国の補助対象経費になるので77万5,000円を一般会計に繰り出して一般会計の方で他の町民の方と合わせて、補助金をいただいてる分になります。

それと110ページ繰入金の財政安定化支援事業繰入金の関係です。これについては、 保険者の責に帰する事ができない特別な需要分として標準的な保険者に比べて高齢者 の割合が高いとか、療養費用が多い場合そのような事情に応じて国連へ支援という形で 最少計費を一般会計から国保会計に支援する制度があります。

これについては、お金は、地方交付税の対象経費ということで、今年度につきましては78万6,000円ということになっております。

昨年度は、157万4,000円という額になっております。状況によっては数字が変わってくるので3月補正で繰入金の予算措置をさせていただいております。以上です。

○議長(波岡玄智君) 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。
- ○議長(波岡玄智君) これから議案第3号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号平成27年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

○議長(波岡玄智君) 日程第11 議案第4号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(松本博君) 議案第4号平成27年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算 第1号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、年度末に当たり、決算見込みに基づく補正で後期高齢 者医療広域連合納付金保険料、繰入金、繰越金など必要な予算の補正をお願いしようと するのです。

補正の内容につきましては、歳出1款総務費では、保険料賦課徴収事務に要する経費で20万円を減額。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、実績見込みにより274万円を追加。 以上により、今回の補正額は、254万円となります。

一方、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料は、最終収納見込みにより特別徴収保険料で214万1,000円減額、普通徴収保険料の現年度分486万3,000円滞納繰越分9万4,000円を追加、

全体で281万6,000円の追加。

2款繰入金では、保険基盤安定繰入金37万6,000円事務費繰入金91万9,00 0円の減額、

全体で約129万5,000円減額。3款繰越金は、前年度決算剰余金101万9,000円を追加するものであります。

この結果、補正後の歳入歳出の総額は、7,041万4,000円となり本年度の後期

高齢者医療特別会計は、ほぼ予算の範囲内で決算できる見込みであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(波岡玄智君) これから議案第4号の質疑を行います。歳入歳出一括行います (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。
 これから、議案第4号の討論を行います。
- **〇議長(波岡玄智君)** (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号平成27年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(波岡玄智君) 日程第12議案第5号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(松本博君) 議案第5号平成27年度浜中町介護保険特別会計補正予算第3号 について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、今年度の一般管理費及び介護給付費の支出見込みにより、今後必要とされる経費の追加及び減額について補正をお願いするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出1款総務費1項総務管理費1目一般管理費では、 介護保険推進に要する経費で、一般職給料等、補助対象経費とする為の予算組み替えな どにより177万7,000円の減。 2 款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費では居宅介護サービス等給付に要する経費居宅介護福祉用具購入に要する経費及び居宅介護住宅改修に要する経費で利用者の実績見込みにより介護報酬等276万8,000の減にも来る地域密着型介護サービス給付費では地域密着型、介護サービス給付に要する経費で利用者の実績見込みにより介護報酬459万円の減。3目施設介護サービス給付費では施設介護サービス給付に要する経費で、利用者実績見込み減により介護報酬2,400万円の減。4目居宅介護サービス計画給付費及び5目審査支払手数料は、財源調整、2項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費では高額介護サービスに要する経費で利用者の実績見込みにより高額介護サービス費100万円の減。2目高額医療合算介護サービス等費では高額医療合算介護サービス等費では高額医療合算介護サービス等費では高額医療分算介護サービス等費では高額医療分算介護サービス等費で利用者の実績見込みにより高額医療加算介護サービス費38万円の追加。3項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費は、財源調整。

3款地域支援事業費2項介護予防事業費1目一次予防事業費では、一時予防事業に要する経費で一般職給料を補助対象経費とする為の予算組み替えによる追加及び燃料費の実績減により45万5,000円の追加。2目二次予防事業費では二次予防事業に要する経費で燃料費及び委託料の実績減により15万円の減。2項包括的支援事業任意事業費、1目包括的支援事業では、包括的支援事業に要する経費で一般職給料を補助対象経費とする為の予算組み替えによる増及び旅費の実績減により16万5,000円の追加。2目任意事業費は財源調整。

4 款基金費1項介護保険基金費1目介護保険給付費準備基金費では、基金積立金を328万7,000円の追加。

以上により、今回の補正額は、2,999万8,000円の減額となります。

- 一方、歳入につきましては、1款介護保険料1項保険料第1号被保険者保険料587 万3,000円の減。
- 2款 国庫支出金1項国庫負担金介護給付費負担金409万2,000円の減。2項 国庫補助金、現年度分調整交付金及び前年度精算交付金200万6,000円の減。
- 3款道支出金に1項道負担金介護給付費負担金528万8,000円の減、2項道補助金前年度生産交付金2万円の減。
- 5款支払基金交付金1項支払基金交付金介護給付費交付金1,255万8,000円の 減は、いずれも歳出に伴う交付見込みによるもの。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金介護給付費繰入金及び前年度精算繰入金4 0 2 万 8, 0 0 0 円の減。事務費繰入金1 2 8 万 9,0 0 0 円の減は、いずれも歳出減額に伴うもの。

低所得者保険料軽減繰入金は、保険料第1段階者の人数確定により6,000円の追加。 7款繰越金、1項繰越金前年度剰余金515万円を追加。

以上により今回の補正額は、2.999万8.000円の減額となります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、4億2,274万5,000円となります。 以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第5号の質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第5号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号平成27年度浜中診療所特別会計補正予算(第2号)

○議長(波岡玄智君) 日程第13 議案第6号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(松本博君) 議案第6号平成27年度浜中診療所特別会計補正予算第2号について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、平成27年度浜中診療所特別会計の決算見込みに基づく補正予算で 臨時雇上賃金の不足分の追加と事業費の確定などによる減額について補正をお願いし ようとするものであります。

補正の内容申し上げますと、歳出では、1款総務費浜中診療所維持管理に要する経費では、15節工事請負費の診療所浴室床及び暖房設備工事費工事で3万2,000円の減額、浜中診療所運営に要する経費では、7節賃金の臨時雇上賃金178万円などの追加のほか退職手当組合負担金などの減額で4万8,000円の減額。

2款医療費医業に要する経費では、13節委託料の臨床検査委託料70万円など14 1万円の減額、入院患者等給付職に要する経費では11節需用費の修繕料10万8,0 00円の追加。

3款公債費では、23節償還金利子及び割引料は、地方債償還利子6万3,000円 を減額。

以上により、今回の補正額は144万5,000円の減額となります。

一方、歳入につきましては、1款診療収入は、1項入院収入で介護保険介護診療報酬収入で482万5,000円などの減で総額494万1,000円を減額、2項外来収入では後期高齢者診療報酬収入287万1,000円などの減で総額347万8,000円減額、3項その他の診療収入では、諸検査等収入の41万1,000円追加。

- 2款使用料及び手数料では、予防接種料の89万円などの減で総額77万円の減額。
- 3款繰入金349万4,000円の追加は、一般会計繰入金で財源調整。
- 4款繰越金では、前年度剰余金415万4,000円の追加。
- 6 款町債では、総務管理費債の過疎地域自立促進特別事業債の実績により30万円の 減額。

7款国庫支出金では、診療所補助金の医療施設等設備整備事業助成の確定により11 万5.000円の減額を補正するものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ144万5,000円を減額し、 2億5,200万円にしようとするものです。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(波岡玄智君) これから議案第6号の質疑を行います。歳入歳出一括行います。 9番川村議員。
- ○9番 (川村義春君) 診療所会計については、総合的な見地から質問をさせていただきたいといいます。歳入の診療収入9,300万の使用料と繰越金を合わせて総額では9,300万円くらいになると思います。それから、歳出の一般管理費、事業費をたすと2億4,800万円くらいになり1億5,400万円が不足していて、これに町債の分を引きますと、だいたい繰入額が一般会計の繰入金1億4,200万円くらいになるわけですけれども、毎年一般会計からの多額な繰入というのは歳出は、職員給与を含めて15人、それから医師報酬1人ですけれども、それを含めても変わらない訳なんですよね。そういった中で赤字経営をを緩和して黒字まではいかなくても一般会計からの繰入をいかに少なくしていくか、これは相当な課題であると思います。

それで事務長にお聞きしますけれども、事務長は、ここ数年間診療所の改革に相当、 意をもって頑張ってこられた事に関して私ども議会としては、敬意を表したいと思いま すけれども、実際その繰入額を減らすとすればどの部分に焦点をあてていけば一般会計 からの繰入を減らすことができるか、そういった部分の思いを含めて、聞かせていただ ければと思います。

- **〇議長(波岡玄智君)** 診療所事務長。
- **〇診療所事務長(越田正昭君)** 今、質問をうけた関係でございますけれども、私なりに思う事、まず総体的な部分で診療収入。歳出では、先程言ったように人件費、先生の報酬等に係る部分では、ずっと推移をしていくんだろうなと思います。

これについては、大きな増減にならないだろうと消費税アップは、来年予定をしておりますけれども、それを含めて経費的な部分については、数100万円程度になるのかなと思っております。診療収入の7割近くは、その部分に占めているわけですから、その中で、特に今問題となっているのは、入院の収入です。これは、相対的に1,000万円近い数字を前後して繰り返しているということでございます。

今回も500万円になりますが、今私がたちが予定を立てているのは、実績を次の年度 で行うという事です。これが、なかなか見通しが今現状として立ちません。

この問題は、看護師の出入り、産休とか色々な職業の中で入院に係る部分の全体の配置 調整を見きわめた時に、どうしても入院については、ある程度の確保人数がいるという 事を医師、看護師や私の方で交渉しているのですが、なかなか溝がうまらないという状 況があります。

当然それは、何かというと入院の人数についての制限を若干加えられているという訳 あります。

これは、1年前から事務方として私の方もこの部分については、ある程度、それぞれの背後中でやっていただければ回るのでないかと思うのですが、なかなか現場サイドとして話し合いの中でどうしても、その10人を超えれるような入院患者の数字がでてこないという状況がこの1年間続いて繰入金になってきているのかなというのもあります。

それともう1つは、外来であります。これは入院外来が今1万人に満たない状況で昨年1度、1万人を超えました。でも、この1、2年また今年ある程度1万人という最低限な数字に到達をしない事の要因は、外来患者がそれぞれの年代別もあるのですが、若い世代が、なかなか来ていただけない状況が続いています。これは皆さんもアンケートの部分で私がご説明した中で、この辺の状況というのは私以上に皆さんが分かっていると思いますがなかなか、うまく患者を呼びとめる事ができない状況が続いています。ですから、今私たちがやらなきゃいけないのは、まず患者を呼び止める事で、かなり医師には頑張ってもらわなければならないと思っております。

1つは、丁寧な診療に原点があるのかなと思っております。ここら辺がなかなか溝が埋まらないというよりは、トラブルも今の原因の中で戻ってこないという要因が外来にはあるなと思っております。

それともう1つの要因は、検査収入といいますか基本的な診療報酬の収入の中には、 色々な検査をしたり定期的にやらなくてはいけない事があるのですが今の私と医師と の関係の話し合いを何度おこなっても、この部分の収益があがってこないという事です。 やはり来る患者は、色々なところをみてほしいと求めてくるのですが、これに至ってこ ない。その場合、当然診療の関係が他の医療機関に向いてしまうという形がでています。 ここは、やはり医師として基本できる事をやると患者は戻ってくるのかなと思います。 ただ、10年間医師と患者の関係は、やはり大きなメスを入れていかなければこの解決 だけでは無理なのかなと思います。

それともう1つは、やはり丁寧な診療のほかに看護師の対応もあります。これらの部分もしっかりとやっていかなければ、なかなか診療体制は上向きにはなりませんし、この現状を打開することは、まず無理ではないかと私なりに思っております。ですから、こ

の2つをしっかりできるのかという事に掲げられるのかと思っておりますし、今後これは、町営の施設として役割や地域診療を守り、地域審議をしっかりやるという事の原点にはならないのかなと思っております。以上です。

○議長(波岡玄智君) 川村議員

こういう実態を解消するには、やはり事務長から説明があったように基本となる部分を 医師に頑張ってもらう丁寧、親切なあたたかい診療を看護師も含め、今後の診療所をど のようにしていくべきか、今事務長の方からも言われましたけれども、その辺を理事者 の方から最後に聞いて終わりたいと思います。

事務長本当にご苦労さまでした。

〇議長(波岡玄智君) 町長。

〇町長(松本博君) 事務長は、思いをお伝えたという事で、その後に私にまわってくるという事は、想像はしていたのですが、大変そういう思いでやってきたと思いますし、その思いでやってきたというのは、間違いなく事務長だけにやらせてきた訳ではありません。

この間、医師報酬の引き上げを議会も含めて大きく議論されましたし、いろんな注文もつけてもらいました。その度にその方向性をだしたところですけれども、地域医療をしっかり守っていくということが基本であると思っておりますし、今後直していかなければならないという事が明らかでありますので、どいう形になるのか解りませんけれどもしっかり町民の診療所の為になるような診療体制をを含め、つくっていかなければならないと思っています。

これからの大きな課題だと思っております。今後なのですが、あまりうまくいっていないというのが事実です。これについては、皆様と相談してつくっていきたいと思っております。以上です。

〇議長(波岡玄智君) 川村議員

○9番(川村義春君) 今町長から話がありましたけれども、思いきった対策が必要だ

という事を申し上げておきたいなというふうに思っております。答弁はいりません。

- **○議長(波岡玄智君)** 議案第6号の質疑を続けます。
 - 10番田甫議員。
- ○10番(田甫哲朗君) ただ今、町長からどの様なことができるかわからないけれどとにかく、その診療所の改善を進めていかなければならないという決意をいただきました。それで、先ほど事務長がおっしゃられた事を聞いておりましたけれども医師及び看護師、事務方だけではなく、まずこの監査委員からも指摘があったとおり、その経営という感覚これをまず持っていただかないといくら丁寧な診療・親切な診療をやって下さいと言っても相当前から言われていて、できないという事は難しいのかなと思います。そこでやはり見えてくるのは、数字ですから、その経営という観念からこの数字の改善を図っていただくような方向での話し合いというのも大事ではないかと思います。その為には、先程から言っていた入院及び外来患者をここの診療所にかかっていただけるかという事ですが、たまたま孝仁会病院へ見舞いに行く機会がございまして、時間がありましたので、ロビーにおりましたが驚きました。患者から医師だけではなく、看護師あるいは受付へ至るまでの投書がありまして、それに対して見事にしっかりと答えてそれを掲示してあるんですよ。それが1枚や2枚ではなく、こういう意識を要する経営で、経営を維持するために患者は減らさない、患者の声を聞く。この姿勢がやはり今のうちの町の診療所には、求められるのではないのかなと思います。

また医師給料の改定の提案がだされるのではと思いますが、それを判断しなくてはならない立場でこの任期中にあるわけですから、その思いもありまして、この数字的な改善をある程度求めて、それが達成されるよう、スタッフを含めて取り組んでいただけるような、方向性の話し合いというのは大事じゃないかと思いますけれども、その点に関して、答弁いただければと思います。

- **〇議長(波岡玄智君)** 診療所事務長。
- ○診療所事務長(越田正昭君) 大きな課題での私たちの悩みどころは、その中で繰入金が1億数千万を超えてきている。この状況は私達も医師、看護師と1年間この話合いもさせていただきました。しかし、なかなか経営の理解には、至らないというのも私たちのジレンマをまたある訳であります。しかし、そう言いながらもやらなければならない現実が待ってる訳です。入院患者は、この率でいくとやはり国が色々求めているのは、入院は、60%以上稼働率をあげろという部分がございます。私たちは、今この60%

の1つの目途をある程度入院の部分で持っていかなければなりません。それと、外来の部分1万人をきるといいますけれども数十年前は、2万五千人ぐらいおりました。そういった事をみると、患者といえども総体的には、人口も減っておりますから、その中である程度の数字となると1万5千人ぐらいの患者数は、私もそれぞれの診療所に視察にも行かせてもいましたけれども、どんな小さな診療所でも来るような要因となっておりますから外来としてもそのぐらいの数字は、持ちつつやっていかなければならない、そう言いながらそこの数字を求めた時に当然医師、看護師、事務方もかなりの努力をしていかなければなりません。その形を構築する努力は、しなければならないと思いますし、今後これらの部分も含めてしっかりと医療スタッフで再度議論をさせていただきながら、診療所としてのあり方を作っていきたいと思っております。

○議長(波岡玄智君) 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) これで、質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号平成27年度浜中町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(波岡玄智君) 日程第14 議案第7号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(松本博君) 議案第7号平成27年度浜中町下水道事業特別会計補正予算第

3号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、平成27年度の決算見込みに基づく補正で既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,579万2,000円を減額し、4億2,612万6,000円にしようとするものであります。

補正の内容でありますが、歳出では、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で一般管理に要する経費11万9,000円の減額は不足見込みと確定によるもの。2目普及促進費で下水道設備普及促進に要する経費78万円の減額は確定によるもの。

2款1項水下道費 、1目下水道事業費で特定環境保全公共下水道事業に要する経費で829万5,000円の減額は、不足見込みと確定によるもの及び執行残。

農業及び漁業集落排水事業に要する経費382万円の減額は執行残。

2目処理場管理費で、霧多布茶内散布各クリーンセンター管理運営に要する経費183万9,000円の減額は、不足見込みと確定によるもの。3目管渠管理費で公共下水道農業及び漁業集落排水管渠施設の維持に要する経費93万9,000円の減額は、確定によるものであります。

一方、歳入では、1款分担金及び負担金で公共下水道事業受益者分担金7万8,00 0円の追加。

- 2款使用料及び手数料で公共下水道使用料180万4.000円の追加。
- 3款国庫支出金で公共下水道事業補助357万4.000円の減額。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金1,190万円の減額は、公共下水道事業分634万2,000円、農業集落排水事業分189万円漁業集落排水事業分366万8,00円でいずれも減額。7款町債で特定環境保全公共下水道整備事業債220万円を減額しようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第7号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第7号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号平成27年度浜中町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(波岡玄智君) 日程第15 議案第8号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(松本博君) 議案第8号平成27年度浜中町水道事業会計補正予算第2号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、決算見込みによるもので、予算第3条収益的収入及び支出では、収入で1款水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金3万5,000円の減額。4目長期前受金戻入益5万6,000円の追加。支出で1款水道事業費用、1項営業費用、1目浄水及び配水費155万5,000円の減額。2目総係費87万3,000円の追加は、確定と人事院勧告に伴う人件費の不足見込みによるもの3目減価償却費4万9、00円の減額。2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費22万5,000円の減額は、いずれも実績見込みによるもの。3項特別損失1目その他特別損失97万7、000円の増は貸倒引当金の不足見込みによるものであります。

これにより、補正後の収益的収入及び支出の総額は、それぞれ2万1,000円を追加し1億8,882万7,000円となります。

また予算第6条に定めた議会の議決を得なければ流用することのできない経費職員 給与費は87万3,000円を追加し4,183万円 予算第7条に定めた他会計からの 補助金は、4,665万2,000円を4,661万7,000円にそれぞれ改めようとする ものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第8号の質疑を行います。

収支一括して行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第8号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

〇議長(波岡玄智君) お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。

〇議長(波岡玄智君) これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎延会の宣告

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって本日は、これで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議員

議員